平成２８年１０月２５日

各郡市地区医師会長　様

福島県医師会
会長　高　谷　雄　三

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（公務員）の報告について（通知）

このことについて、福島県保健福祉部健康増進課長より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下関係医療機関への周知についてご高配願います。

なお、本件については当会ホームページにも掲載を予定しておりますことを申し添えます。

（担当：業務課 渡邊恵／TEL024-522-5191／FAX024-521-3156）

【文書管理システム登録･会員宛通知フォルダ】

28.10.12
号

２８健第４８６５号
平成２８年１０月　７日

一般社団法人福島県医師会長　様

福島県保健福祉部健康増進課長
（　公　印　省　略　）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種（公務員）の報告について（通知）

本県の新型インフルエンザ対策の推進につきましては、日頃より御協力いただき、感謝申し上げます。

このことについて、厚生労働省より下記のとおり通知及び事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、公務員の報告が円滑に行われるよう、御協力をお願いします。

記

１．厚生労働省健康局長通知健発０３２８第２５号
「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種（公務員）の報告要領について」

２．厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室及び内閣官房新型インフルエンザ等対策室事務連絡
「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（公務員）の報告について」

３．厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室事務連絡
「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について」

（事務担当　主事　有間咲恵　電話０２４－５２１－７２３８）

別紙

特定接種（公務員）の報告要領

1　本要領の位置付け

本要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第28条に基づく特定接種の対象とされている新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員（国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第４項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいい、民間の登録事業者と同様の職務に従事する公務員（新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年６月７日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）の別添に示す区分３の公務員をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に関する当該公務員の所属機関の報告並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第１項第１号の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号。以下「登録手続告示」という。）に基づく公務員同様事務（新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第１項第１号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成25年厚生労働省告示第369号）で定める公務員と同様の事務をいう。以下同じ。）を行う事業者（行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の独立行政法人及び地方独立行政法人並びに外部事業者の従業者について登録申請を行う国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の登録が円滑に行われるよう、報告及び登録申請（以下「報告等」という。）に係る留意事項等について定めるものである。

なお、民間の登録事業者と同様の職務に従事する公務員の報告に関しては、特定接種（医療分野）の登録要領（平成28年１月６日付健発0106第７号厚生労働省健康局長通知）及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領（平成28年１月６日付健発0106第６号 厚生労働省健康局長通知）を参照されたい。

2　報告主体及び報告対象者等

（１）公務員の対象者

本要領において、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員として特定接種の対象となる者は、新型インフルエンザ等の発生時において、別添１の表の「特定接種の対象となり得る職務」に従事し、かつ、同表の「職種」に該当する公務員（以下「報告対象者」という。）とし、当該公務員の所属機関は、特定接種登録申請書（別添２。以下「登録申請書」という。）を用いて、その数を厚生労働省に報告するものとする。（法第28条第１項第１号に基づく登録とは異なる性格のものである。）

ただし、報告主体等について同表の（注）に定めがあるときは、その定めるところによる。

（２）公務員同様事務を行う事業者及び登録対象者

公務員同様事務を行う事業者は、法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく登録が必要となるため、登録申請に当たっては、以下の２つの要件を満たしている必要がある。当該要件を満たす事業者は、上記公務員の所属機関と同様に、登録申請書を用いて厚生労働省に登録申請するものとする。

① 産業医（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 13 条に規定する産業医をいう。以下同じ。）を選任していること。

② 業務継続計画※を作成していること。
※政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成 25 年 6 月 26 日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定。以下「ガイドライン」という。）では「事業継続計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

なお、登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、法第４条第３項に基づき、新型インフルエンザ等の発生時においても公務員同様事務を継続的に実施するよう努めなければならない。また、新型インフルエンザ等の発生時に、法第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位等を決定することとしており、特定接種の実施を請求する確定的な権利は発生しないことに留意する。

公務員同様事務を行う事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、公務員同様事務を登録対象業務とし、公務員同様事務に従事する者を登録対象者としてその数を登録申請するものとする。公務員同様事務（登録対象業務）に従事する者は、別添１の表の「特定接種の対象となり得る職務」に従事し、かつ、同表の「職種」に該当する者（公務員を除く。）とする。

3　報告等の周知

厚生労働省は、担当府省庁（別添１の表の「担当府省庁」で記載された府省庁をいう。以下同じ。）を通じて、必要に応じて地方公共団体の協力を得ながら、公務員の所属機関等（公務員の所属機関及び公務員同様事務を行う事業者をいう。以下同じ。）に対し、報告等の方法等について情報提供を行う。

4　報告等の方法

報告等の方法は、以下のとおりとする。

（１）報告書等の提出

公務員の所属機関等は、特定接種管理システム（以下「管理システム」という。）上で、登録申請書に必要事項を入力し、登録申請書を報告書として（公務員同様事務を行う事業者にあっては、登録申請書を）厚生労働省に提出する。登録申請書（報告書）の提出については、管理システム

により、担当府省庁（報告等を行う公務員の所属機関等と担当府省庁が同一の場合にあっては、内閣官房）に通知される。担当府省庁が、都道府県に市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う報告等の内容の確認の協力を依頼する場合は、担当府省庁及び当該都道府県に通知される。

（２）報告内容等の確認

担当府省庁、内閣官房又は都道府県は、管理システムにより通知された登録申請書（報告書）の内容を適切に確認した上で、管理システムにより厚生労働省（都道府県にあっては、担当府省庁）に通知する。

なお、報告等の内容に疑義がある場合には、必要に応じて公務員の所属機関等に対して、報告対象者数又は登録対象者数に係る算出の根拠等について照会を行うとともに、報告等の内容について修正を求めることとする。

（３）報告内容の記録等の実施

厚生労働省は、担当府省庁又は内閣官房の確認が終了した報告等の内容について、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳（以下「管理台帳」という。）に記録又は登録を行う。

都道府県及び市町村は、その所属する地方公務員及び地方公務員としての身分が付与されている特定地方独立行政法人の職員（当該地方公務員であって、特定接種（医療分野）の登録要領又は特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領により報告される民間の登録事業者と同様の職務に従事する公務員であるものを含む。）に係る報告の内容（報告人数にあっては、厚生労働省による報告完了の連絡において通知されたもの）について、取りまとめておくものとする。

5　報告書等の記載事項

登録申請書（報告書）の記載事項は、下記のとおりとする。また、担当府省庁は、必要に応じて、登録申請書（報告書）の記載事項を備考欄を活用して追加することができる。

（１）申請者情報

・設立区分
・事業者名
・代表者の氏名
・郵便番号
・所在地
・電話番号
・FAX 番号
・E-mail アドレス
・産業医を選任していること（公務員同様事務を行う事業者のみ記載）

・業務継続計画を作成していること（公務員同様事務を行う事業者のみ記載）

(2)事業所情報
・事業所名
・郵便番号
・所在地
・電話番号
・FAX 番号
・E-mail アドレス
・事業の種類
・登録対象業務の従業者数
うち申請事業者（公務員の所属機関等）の登録対象業務の従業者数
うち外部事業者の登録対象業務の従業者数
※従業者数については、絞込みを適切に行ったものとする。

（３）接種実施医療機関情報
・医療機関名
・郵便番号
・所在地
・電話番号
・FAX 番号
・E-mail アドレス

記載事項に関する詳細は、別途定めることとするが、基本的な考え方は以下のとおりである。

(接種実施医療機関)

公務員の所属機関等は、自機関内の病院又は診療所を接種実施医療機関として確保する場合を除き、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、「特定接種の接種体制に関する覚書」の様式（別添３）を示すので、適宜活用されたい。

(外部事業者の考え方)

公務員の所属機関の公務員同様事務（登録対象業務）を受託している外部事業者（指定管理者制度を利用して管理又は運営を包括的に代行させている場合も含む。）の職員（当該公務員の所属機関に常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。）は、（２）の登録対象業務の従業者数に含むものとするが、当該外部事業者の職員は公務員の身分を有していないため、当該所属機関は、公務員同様事務を行う事業者として、法に基づく登録申請を行う必要がある。この場合、公務員の身分を有する職員と接種の実施主体が異なることもあるため、

これらの外部事業者の職員とは、区別して対象者数を報告・登録申請することとする。

6　報告完了の連絡及び公表

厚生労働省は、公務員の所属機関等から提出された報告等の内容が厚生労働省に備える管理台帳に記録又は登録された場合には、厚生労働省は管理システムにより、公務員の所属機関等に対して、登録（記録）をした旨及び登録人数（記録をした報告人数）を通知する。

なお、公務員同様事務を行う事業者の場合、登録完了の連絡に合わせて、厚生労働省のホームページにおいて、当該事業者名、事業の種類（公務員同様事務）、事業所名及びその所在地、登録人数、登録年月日並びに登録番号を公表する。

また、厚生労働省は、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した場合には、実施した公務員の所属機関名等を公表するものとする。

7　登録の有効期間及び更新（公務員同様事務を行う事業者のみ）

登録の有効期間は５年とする。

有効期間満了の後も引き続き公務員同様事務を行う登録事業者は、登録の更新を受けることができる。登録の更新を受けようとする事業者は、登録の有効期間満了の日の 90 日前から 30 日前までの間に登録更新の申請を行うこと。

なお、管理システムにより、登録事業者に対して、登録の有効期間満了の日の 90 日前に、登録の更新案内を E-mail で通知する。

8　変更及び廃業等の届出

（１）変更の届出

登録（記録）事項について変更があった場合（軽微な変更があった場合を除く。）は、公務員の所属機関等は、30 日以内に管理システム上で、登録申請書（報告書）に変更事項を入力し、厚生労働省に提出しなければならない。登録申請書（報告書）の内容確認及び記録又は登録の実施については、４に準じることとする。

（２）廃業等の届出

合併等により公務員の所属機関等が消滅した場合及び公務員の所属機関等が報告等に係る事業を廃止した場合、公務員の所属機関等は、30 日以内に厚生労働省に対して、その旨を届け出なければならない。

9　広報・相談

厚生労働省は、担当府省庁等の協力を得ながら、公務員の所属機関等に、接種の目的、実施方法、安全性、有効性等を含め、的確な情報が伝達されるよう周知を行う。

１０　その他

本要領は、必要に応じて適宜見直すものとする。

別添１

特定接種（公務員）の報告対象に関する基準

特定接種（公務員）の報告対象に関する基準及び担当府省庁は、政府行動計画及びガイドラインに基づき、以下の表のとおりとする。

特定接種の対象となり得る職務	職種	担当府省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	政府対策本部員	内閣官房
政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案にかかわる業務、閣議関係事務	内閣官房職員（官邸・閣議関係職員）	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	基本的対処方針等諮問委員	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	各府省庁政務三役（大臣・副大臣・大臣政務官） 秘書官	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 ※具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	各府省庁対策本部構成員 各府省庁対策幹事会構成員 各府省庁対策本部事務局担当者	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化（検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	検疫所職員	厚生労働省
	動物検疫所職員	農林水産省
	入国管理局職員	法務省
	税関職員	財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	国立感染症研究所職員	厚生労働省

特定接種の対象となり得る職務	職種	担当府省庁
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	内閣法制局職員	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	都道府県対策本部員	内閣官房
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	内閣官房
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	内閣官房
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	内閣官房
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	厚生労働省
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	保健所職員 市町村保健師 市町村保健センター職員	厚生労働省
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	国会議員 国会議員公設秘書（政策担当秘書、公設第一秘書、公設第二秘書）	内閣官房
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員	内閣官房
国会の運営	衆議院事務局職員 参議院事務局職員	内閣官房
地方議会の運営	地方議会関係職員	内閣官房
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	衆議院法制局職員 参議院法制局職員	内閣官房
令状発付に関する事務	裁判所職員	内閣官房
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	法務省

特定接種の対象となり得る職務	職種	担当府省庁
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	刑事施設等職員	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	警察庁
救急 消火、救助等	消防職員 消防団員 都道府県の航空消防隊 救急搬送事務に従事する職員（消防本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている職員に限る。）	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	防衛省職員	防衛省
国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員	内閣官房
	各府省庁職員	各府省庁

（注）

※１：裁判所職員に該当する公務員については、最高裁判所を報告主体とし、同裁判所を当該公務員の所属機関とみなして、本要領を適用する。ただし、接種実施医療機関との覚書の作成等を行う場合を除く。また、同裁判所は、厚生労働省から報告完了の連絡の通知があったときは、これを当該公務員の所属機関に通知する。

※２：警察職員に該当する公務員については、警察庁を報告主体とし、同庁を当該公務員の所属機関とみなして、本要領を適用する。ただし、接種実施医療機関との覚書の作成等を行う場合を除く。また、同庁は、厚生労働省から報告完了の連絡の通知があったときは、これを当該公務員の所属機関に通知する。

※３：消防職員、消防団員、都道府県の航空消防隊及び救急搬送事務に従事する職員（消防本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている職員に限る。）に該当する公務員については、消防庁を報告主体とし、同庁を当該公務員の所属機関とみなして、本要領を適用する。ただし、接種実施医療機関との覚書の作成等を行う場合を除く。また、同庁は、厚生労働省から報告完了の連絡の通知があったときは、これを当該公務員の所属機関に通知する。

別添2

登録申請書（民間）

特定接種登録申請書

厚生労働大臣　殿

※ ☐ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。

申請者（事業者）情報	※ 事業者名	
	※ 事業者名（ふりがな）	
	※ 代表者氏名	
	※ 代表者氏名（ふりがな）	
	※ 郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
	※ 所在地（都道府県）	- 未選択 -
	※ 所在地（市区町村）	- 未選択 -
	※ 所在地（町名以下）	
	※ 電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	※ E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp
	※ 産業医の選任　の有無 事業の種類が、新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業は選任の必要はないが「有」にチェックすること	○有　○無
	※ 業務継続計画の有無	○有　○無
	備考1	
	備考2	

次へ　　クリア

事業所と接種実施医療機関の登録

リストのアップロード	[参照...] こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。

事業所情報		
	※事業所名	
	※事業所名（ふりがな）	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	[検索]
	※所在地（都道府県）	- 未選択 -
	※所在地（市区町村）	- 未選択 -
	※所在地（町名以下）	
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
	申請事業者の全従業者	

事業の種類情報		
	※事業の種類	- 未選択 -
	※事業の種類の細目1	- 未選択 -
	事業の種類の細目2	- 未選択 -
	登録対象業務の従業者数（常勤換算）	0
	※うち申請事業者の登録対象業務の従業者数	0
	※うち外部事業者の登録対象業務の従業者数	0
	備考	

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。 [追加登録]

接種実施医療機関情報		
	※医療機関名	
	※医療機関名（ふりがな）	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	[検索]
	※所在地（都道府県）	- 未選択 -
	※所在地（市区町村）	- 未選択 -
	※所在地（町名以下）	
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
	備考	

＊他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。[追加登録]

[確認画面へ] [クリア]

別添3

特定接種の接種体制に関する覚書

○○○○府省庁の長○○○○（以下「甲」という。）と医療法人○○○代表者○○○○（以下「乙」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条の規定に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定）の別添の（2）に定める職務に従事する甲の職員○○人分の特定接種を行うこと。

以　上

以上の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成○○年○○月○○日

甲　○○県○○市○○○丁目○番地○号
○○○○府省庁
○○○○の長
○　○　○　○

乙　○○県○○市○○○丁目○番地○号
医療法人○○○○
代表者
○　○　○　○

注）府省庁、医療法人は一例である。

写

28.4.-1

健発0328第25号
平成28年3月31日

各都道府県知事　殿

厚生労働省健康局長
（公印省略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種（公務員）の報告要領について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく特定接種について、今般、別紙のとおり、特定接種（公務員）の報告要領を定めたので通知する。

貴職におかれては、内容を御了知の上、管内の市町村、特別区、関係機関等へ周知を図るとともに、同要領による報告等の実施に御配慮いただくようお願いする。

健発0328第25号
平成28年3月31日

各都道府県知事　殿

厚生労働省健康局長
（公印省略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種（公務員）の報告要領について

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づく特定接種について、今般、別紙のとおり、特定接種（公務員）の報告要領を定めたので通知する。

貴職におかれては、内容を御了知の上、管内の市町村、特別区、関係機関等へ周知を図るとともに、同要領による報告等の実施に御配慮いただくようお願いする。

公務員の特定接種対象者について②

参考資料

新型インフルエンザ等対策有識者会議（第8回）（平成25年4月16日）資料抜粋

1.≪基準1≫に該当する公務員（警察・防衛・消防・海保を除く）

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	政府対策本部員（総理、国務大臣等）	約40人
政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	約90人
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係業務	内閣官房職員（官邸・閣議関係職員）	約50人
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	基本的対処方針等諮問委員	約10人
各府省庁の意思決定・総合調整に関する業務（秘書官業務を含む）	各府省庁政務三役（大臣・副大臣・大臣政務官）及び各秘書官	約170人
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部業務 ○業務の考え方については、以下の通り ・ 対策本部、幹事会、事務局員のみを対象 ・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局業務に専従する者のみ	各府省庁対策本部構成員、各府省庁対策幹事会構成員、各府省庁対策本部事務局担当者	内閣府　約90人（外局たる庁等を含む）
		総務省　約40人
		法務省　約40人
		外務省　約20人
		財務省　約30人

（注1） 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。

（注2） 人数については四捨五入した数値を記載。

（注3） 上記の職務・職種については、新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性について、国民の理解が得られるよう絞り込みを行えたと考えられるため、総枠調整率の対象外とする。

公務員の特定接種対象者について③

1.≪基準1≫に該当する公務員（警察・防衛・消防・海保を除く）

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部業務 業務の考え方については、以下の通り ・ 対策本部、幹事会、事務局員のみを対象 ・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策に専従する者のみ	各府省庁対策本部構成員、各府省庁対策幹事会構成員、各府省庁対策本部事務局担当者	文部科学省　約20人
		厚生労働省　約140人
		農林水産省　約20人
		経済産業省　約40人
		国土交通省　約40人
		環境省　約20人
		最高裁判所　約30人（注4）
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	約13，400人※（発生時の対応として、発生国及び近隣国の在外公館の職員数に限定）
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化（検疫実施空港・港における水際対策・検疫業務）	検疫、動物検疫、入国管理、税関職員	約7，500人
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	国立感染症研究所職員	約130人
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政関係）	内閣法制局職員	約20人

（注1） 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。

（注2） 人数については四捨五入した数値を記載。

（注3） 上記の職務・職種については、新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性について、国民の理解が得られるよう絞り込みを行えたと考えられるため、総枠調整率の対象外とする。

（注4） 最高裁判所については、立法関係の機関であり、行政（各府省庁）とは異なるが、参考として記載。

公務員の特定接種対象者について④

1. ≪基準1≫に該当する公務員（警察・防衛・消防・海保を除く）

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	都道府県対策本部員	都道府県知事、副知事、教育長、警視総監又は道府県警察本部長 等
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	新型インフルエンザ等対策事務局業務に専従する者のみ
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	市町村対策本部員	市町村長、副市町村長、教育長、消防長 等
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	新型インフルエンザ等対策事務局業務に専従する者のみ
新型インフルエンザウイルス性状況解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	－
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、検体採取、疫学的調査	保健所職員、市町村保健師、市町村保健センター職員	－

公務員の特定接種対象者について⑤

1. ≪基準1≫に該当する公務員（警察・防衛・消防・海保を除く）

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む）	国会議員、国会議員公設秘書（政策担当秘書、公設第一秘書、公設第二秘書）	－
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員	－ －
国会の運営	国会関係職員	－
地方議会の運営	地方議会関係職員	－
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法関係）	衆議院法制局職員 参議院法制局職員	－

（注1） 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。国会、地方議会についても、発生時に議会で議論すべき課題の状況に応じて柔軟に対応する。

（注2） 人数については四捨五入した数値を記載。

公務員の特定接種対象者について⑥

2. ≪基準2≫に該当する国家公務員（裁判所、検察庁、刑事施設等）

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
令状発付に関する業務	裁判所職員	約3，700人
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する業務	検察官	約2，700人
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備業務 ※ 刑事施設（刑務所、拘置所、少年刑務所）、少年院、少年鑑別所（以下「刑事施設等」という。）の職員については、直接に国民の緊急の生命保護や秩序の維持に関わる者ではないが、被収容者の逃走や暴動等が生じた場合には一般国民の生命や社会の秩序維持に大きな影響を及ぼすことから、特定接種の対象となり得ると考えられる。	刑事施設等職員	約12，000人

（注1） 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。

（注2） 人数については四捨五入した数値を記載。

（注3） 上記の職務・職種については、新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性について、国民の理解が得られるよう絞り込みを行えたと考えられるため、総枠調整率の対象外とする。

公務員の特定接種対象者について⑦

3. ≪基準2≫に該当する公務員 （警察・防衛・消防・海保・国家の危機管理）
警察・防衛・消防・海保については≪基準1≫と≪基準2≫の両方の業務に該当

（1）警察・消防・海保については以下の考え方で特定接種対象者を整理

- ○ 当該組織の責務・任務を果たすために即応することが必要な業務（当該業務の発生に備えて平時から一定の人員数を確保しなければならない場合を含む。）を行う者については、特定接種の対象とする。
- ○ 本庁に勤務する者については、各府省庁と同様の考え方とする。

特定接種の対象となる業務	職務・職種	備考
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	約２１万人／約２９万人
救急業務 消火・救助等	消防職員	約１３万人／約１６万人
	消防団員	約１２万人／約８８万人（注１）
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	約０．９万人/約１．３万人
国家の危機管理に関する業務	内閣官房・各府省庁職員	（注２）

（注1） 消防団員については、消火活動等における重要性に鑑み、常勤換算等の考え方を踏まえた人数。

（注2） 国家の危機管理に関する業務の人数については、公開することにより国家の安全が害されるおそれがあることから非公開とする。

（2）防衛については、以下の理由により、3つのセクションに分けて対象者を整理

- ○ 国防上の観点から、自衛隊の部隊について特定接種対象者の選定結果を公表することが困難であること。
- ○ 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況によって、発生時に特定接種の対象とすべき者について判断の余地があること。

① 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況に関わらず、<u>特定接種の対象となる者（約1．1万人）</u>
・ 防衛医科大学病院及び自衛隊病院等における診断・治療を行う者

② 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況により、<u>特定接種の対象が変動する者（約27万人）</u>
・ 自衛隊の各部隊等に勤務する者

③ 国際情勢や新型インフルエンザ等の発生状況に関わらず、<u>特定接種の対象とならない者（約0．2万人）</u>
・防衛大学校、防衛研究所等に勤務する者

（注3） 上記の職務・職種については、新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性について、国民の理解が得られるよう絞り込みを行えたと考えられるため、総枠調整率の対象外とする。

特定接種登録申請書（公務員）の入力に関する手引き

本手引きは、特定接種（公務員）の報告要領（健発 0328 第 25 号平成 28 年３月 31 日付け厚生労働省健康局長通知。以下「報告要領」という。）に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員の所属機関等（公務員の所属機関及び公務員同様事務を行う事業者（行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の独立行政法人及び地方独立行政法人並びに外部事業者の従業者について登録申請を行う国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の管理システムによる登録申請書の入力に係る留意事項等について定めるものである。

なお、本手引きで用いる略語(例えば、「公務員」など。)については、報告要領において定義している場合があるので、登録申請書に入力するに当たっては、本手引きと併せて報告要領も参照されたい。裁判所職員、警察職員、消防職員等に該当する公務員の報告主体等については、報告要領別添１の表の（注）に定めるところによるので、参照されたい。さらに、本手引きの別添２として入力例を示したので参照されたい。

また、区分３の公務員の報告に係る登録申請書の入力に関しては、特定接種登録申請書（医療分野）の入力に関する手引き（平成 28 年１月６日付け厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室事務連絡）及び特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き（平成 28 年１月６日付け厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室事務連絡）を参照されたい。

１　報告等までの流れ

管理システム上で、下記の方法に従い、報告等を行うこと。別添３に報告等までの流れを図示したので参照されたい。

① 下記のリンクにアクセスし、ログイン画面を表示する。
https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp

② ログイン画面において、「初めての方へ」をクリックする。E-mail アドレスを入力し「送信」ボタンをクリックすると、入力した E-mail アドレスに登録申請画面の URL 及び一括アップロードに必要な Excel シート（４の「リストのアップロード」を参照）の URL が送信される。

③ 送信された URL にアクセスすると登録申請画面が表示されるので、２以降に従い、登録申請書に必要事項を入力し、「確認画面へ」をクリックする。

④ 確認画面において「送信」をクリックすると、報告等が完了し、３の申請者情報に入力した E-mail アドレスにログインＩＤ（②で入力した E-mail アドレス）及びパスワードが送信される。

報告等の完了後、登録申請書の内容を確認する場合や担当府省庁（報告要領別添１の表の「担当府省庁」で記載された府省庁をいう。以下同じ。）又は内閣官房の疑義照会（ただし、内閣官房

の疑義照会については、報告等を行う公務員の所属機関等と担当府省庁が同一の場合に限る。以下同じ。）により登録申請書の内容を修正する場合は、①のリンクからログイン画面を表示し、ログインＩＤ及びパスワードを入力しログインすると登録申請画面が表示される。

なお、パスワードは変更及び再発行が可能である。パスワードの変更及び再発行については、別添３を参照されたい。

２　申請者（公務員の所属機関等）の設立主体

国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人の場合は②国、都道府県、市区町村をリストの中から選択すること。行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の独立行政法人及び地方独立行政法人については①民間を選択すること。

なお、国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人が開設する機関（以下「公設機関」という。）であって、指定管理者制度等を利用して外部事業者に管理又は運営を包括的に代行させている場合は、外部事業者の従業者は公務員の身分を有していないため、②を選択した上で、登録対象業務の従業者数のすべてを外部事業者の従業者として登録申請すること。

３　申請者（公務員の所属機関等）情報

（虚偽の申請）

登録申請書の入力内容に偽りがないことについて、チェック項目にチェックすること。

（設立区分）

公務員の所属機関等の設立主体に応じ①国、②都道府県、③市区町村をリストの中から選択すること。また、行政執行法人については①国、特定地方独立行政法人についてはその設立団体に応じ②都道府県又は③市区町村を選択すること。

なお、行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の独立行政法人及び地方独立行政法人については、入力は不要である。

（事業者名）

公務員の所属機関等の名称（府省庁名、衆議院、参議院、最高裁判所、地方公共団体名、独立行政法人名又は地方独立行政法人名）を入力する。略語は用いずに正式名称を入力すること。

全角文字を用いること。振り仮名も、平仮名で全角文字を用いて入力し、途中でスペースは空けないこと。

（代表者氏名）

公務員の所属機関等の代表者名を入力する（各府省庁の長、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、都道府県知事、市区町村長、理事長等）。

全角文字を用いること。振り仮名も、平仮名で全角文字を用いて入力し、氏名の間にスペースは不要であること。

（郵便番号及び所在地）

郵便番号欄に７桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、都道府県名及び市区町村名が自動付与されるので、町名以下を全角文字で入力すること。また、建物名がある場合は省略せずに入力すること。

なお、郵便番号を入力しても自動付与されない場合は、都道府県名及び市区町村名をリストから選択して入力する。

（例）〒470-3231⇒4703231、○○県○○市○○町１丁目２番地３号　○○ビル４階

（電話番号及びFAX番号）

半角数字で市外局番から入力すること。ハイフン及び括弧は用いない。なお、FAX がない場合は、空欄で差し支えない。

（例）TEL:03-1111-2222⇒0311112222

（E-mail アドレス）

１②で入力したE-mail アドレスが自動入力されているので、変更が必要な場合は、半角英数字を用いて入力すること。

なお、報告等の完了の連絡や担当府省庁又は内閣官房による疑義照会の連絡、また、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び当該公務員の所属機関等における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを入力すること。

（備考欄１）

本項目については、入力する必要はない。

（備考欄２）（公設機関の開設者のみ必要に応じて入力）

公設機関が、４（３）において、外部事業者の登録対象業務の従業者数を登録申請する場合は、産業医を選任している旨及び業務継続計画を作成している旨を入力すること。

なお、行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の独立行政法人及び地方独立行政法人にあっては、「産業医の選任の有無」欄及び「業務継続計画の有無」欄に入力すること。

４　事業所情報

各事業所について、下記の（１）から（４）までに示す事項を入力する。なお、複数の事業所を有している場合は、「追加登録」をクリックして、報告要領別添１の表の「特定接種の対象となり得る職務」に従事し、かつ、同表の「職種」に該当する者が所属するすべての事業所について、同様に（１）から（４）までに示す事項を入力すること。

（リストのアップロード）

複数の事業所を所有する場合、Excel シートに必要事項を入力してアップロードすることで、一括して全事業所情報を入力することもできる。なお、Excel シートは、１②で送信されたメール内の URL にアクセスするとダウンロードすることが可能である。

（１）事業所情報

（事業所名）

施設名等を入力する。

全角文字を用いて入力すること。

（例）○○事業所、○○局

（郵便番号及び所在地）

郵便番号欄に７桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、都道府県名及び市区町村名が自動付与されるので、町名以下を全角文字で入力すること。また、建物名がある場合は省略せずに入力すること。事業所を１つしか有しない場合は、申請者情報で入力した所在地を入力すること。

なお、郵便番号を入力しても自動付与されない場合は、都道府県名及び市区町村名をリストから選択して入力する。

（例）〒470-3231⇒4703231、○○県○○市○○町１丁目２番地３号　○○ビル４階

（電話番号及び FAX 番号）

半角数字で市外局番から入力すること。ハイフン及び括弧は用いない。なお、FAX がない場合は、空欄で差し支えない。

（例）TEL:03-1111-2222⇒0311112222

（E-mail アドレス）

半角英数字を用いて入力すること。E-mail アドレスがない場合は、空欄で差し支えない。

（申請事業者の全従業者数）

本項目については、入力する必要はない。

（２）事業の種類情報

（事業の種類）

事業の種類について、報告要領別添１の表の「特定接種の対象となり得る職務」の中から該当する職務をリストの中から選択すること。

（事業の種類の細目①）

事業の種類の細目①について、報告要領別添１の表の「職種」の中から該当する職種をリス

トの中から選択すること。

（事業の種類の細目②）

事業の種類の細目②については、「未選択」を選択すること。

（複数の事業の種類の入力）

当該事業所で報告要領別添１の表の「特定接種の対象となり得る職務」及び「職種」のうち、上記で入力した職務又は職種以外の者がいる場合は、「追加登録」をクリックして、該当するすべての職務及び職種について、当該職務名、職種名及び登録対象業務の従業者数を入力すること。なお、登録対象業務の従業者数の入力については、（３）を参照されたい。

（３）各事業の種類ごとにおける登録対象業務の従業者数

（登録対象業務の従業者数）

登録対象業務の従業者数については、別添１の「登録対象業務の従業者数」の入力の基準及び留意事項に基づき、

・「うち申請事業者の登録対象業務の従業者数」欄に、公務員の所属機関等に所属する登録対象業務の従業者数（報告対象者数）
・「うち外部事業者の登録対象業務の従業者数」欄に、外部事業者に所属する登録対象業務の従業者数

を半角数字を用いて入力すること。常勤換算は不要である。

なお、「登録対象業務の従業者数」欄については、「うち申請事業者の登録対象業務の従業者数」と「うち外部事業者の登録対象業務の従業者数」を合計した人数が自動挿入されるため、入力は不要である。

（入力例）

以下の例にならい、入力すること。

① 外部事業者を活用していない場合
・登録対象業務の従業者数：Ａ人
・うち申請事業者（公務員の所属機関等）の登録対象業務の従業者数：Ａ人
・うち外部事業者の登録対象業務の従業者数：０人

② 外部事業者を活用している場合（外部事業者の従業者が従事している場合）
・登録対象業務の従業者数：Ｂ+Ｃ人
・うち申請事業者（公務員の所属機関等）の登録対象業務の従業者数：Ｂ人
・うち外部事業者の登録対象業務の従業者数：Ｃ人

③ 指定管理者制度等を活用している場合（登録対象業務の従業者がすべて外部事業者の従業者である場合）

・登録対象業務の従業者数：D人
・うち申請事業者（公務員の所属機関等）の登録対象業務の従業者数：0人
・うち外部事業者の登録対象業務の従業者数：D人

（備考欄）

裁判所職員、警察職員並びに消防職員、消防団員、都道府県の航空消防隊及び救急搬送事務に従事する職員（消防本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている職員に限る。）に該当する公務員については、その所属機関名を入力する。

警察職員に該当する公務員については、登録対象業務の従業者数の国家公務員又は地方公務員の内訳を入力する。

その他の場合は、本項目については、入力する必要はない。

（４）接種実施医療機関情報

当該事業所において接種実施医療機関を確保の上、下記の事項を入力する。

なお、自機関内の病院又は診療所を接種実施医療機関として確保する場合を除き、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。報告要領別添３のとおり覚書の様式を示すので、適宜活用されたい。

（医療機関名）

接種実施医療機関名を全角文字を用いて入力すること。開設届、医療機関と取り交わした覚書等と一致させること。

（例）○○病院

（郵便番号及び所在地）

郵便番号欄に７桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、都道府県名及び市区町村名が自動付与されるので、町名以下を全角文字で入力すること。開設届、医療機関と取り交わした覚書等と一致させること。また、建物名がある場合は省略せずに入力すること。

なお、郵便番号を入力しても自動付与されない場合は、都道府県名及び市区町村名をリストから選択して入力する。

（例）〒470-3231⇒4703231、○○県○○市○○町１丁目２番地３号　○○ビル４階

（電話番号及びFAX番号）

半角数字で市外局番から入力すること。ハイフン及び括弧は用いない。なお、FAX がない場合は、空欄で差し支えない。

（例）TEL:03-1111-2222⇒0311112222

（E-mail アドレス）

半角英数字を用いて入力すること。E-mailアドレスがない場合は、空欄で差し支えない。

別添１：「登録対象業務の従業者数」の入力の基準及び留意事項

別添２：登録申請書の入力例

別添３：特定接種管理システムにおける報告等の方法

別添１

「登録対象業務の従業者数」の入力の基準及び留意事項

ガイドラインの別添に示す区分１及び区分２の公務員の特定接種の対象となり得る職務及び職種ごとにおける「登録対象業務の従業者数」の入力の基準及び留意事項は、以下の表のとおりとする。

公務員の所属機関等は、以下の表の「入力の基準」及び「入力の留意事項」に基づき、同表の「特定接種の対象となり得る職務」に従事し、かつ、同表の「職種」に該当する公務員（公務員同様事務を行う事業者の登録対象者を含む。）の人数を「登録対象業務の従業者数」として登録申請書に入力し、厚生労働省に報告等を行うこととする。

この場合において、報告等を行う者が同表の他の「特定接種の対象となり得る職務」及び「職種」に該当する者を有する場合には、該当者が重複しないように入力することとする。該当者が重複する場合の例及び入力方法を同表の「入力の留意事項」に示す。

特定接種の対象となり得る職務	職種	入力の基準	入力の留意事項	担当府省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	政府対策本部員	第８回新型インフルエンザ等対策有識者会議（平成25年４月16日開催）資料「公務員の特定接種対象者について」（対象者数の算定根拠を含む。以下「有識者会議資料」という。）に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	内閣官房において報告等を行う。	内閣官房
政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	内閣官房において報告等を行う。	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案にかかわる業務、閣議関係事務	内閣官房職員（官邸・閣議関係職員）	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する官邸職員及び内閣総務官室職員の人数を入力する。	内閣官房において報告等を行う。	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	基本的対処方針等諮問委員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	内閣官房において報告等を行う。	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	各府省庁政務三役（大臣・副大臣・大臣政務官） 秘書官	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する政務三役及び秘書官（事務取扱）の人数を入力する。	各府省庁において報告等を行う。	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務	各府省庁対策本部構成員 各府省庁対策幹事会構成員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	各府省庁において報告等を行う。海上保安庁及び防衛省については、それぞれ「海上保安官」又は「防衛省職員」に含まれるため、本職種においては入力しない。	各府省庁

特定接種の対象となり得る職務	職種	入力の基準	入力の留意事項	担当府省庁
※具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	各府省庁対策本部事務局担当者		「各府省庁政務三役」と重複する場合は、同職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。	
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、特定接種実施時において、接種対象者を発生国及び近隣国の在外公館職員に限ることとする。	外務省において報告等を行う。	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化（検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	検疫所職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	厚生労働省において報告等を行う。	厚生労働省
	動物検疫所職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	農林水産省において報告等を行う。	農林水産省
	入国管理局職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	法務省において報告等を行う。	法務省
	税関職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	財務省において報告等を行う。	財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	国立感染症研究所職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	厚生労働省において報告等を行う。	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	内閣法制局職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	内閣法制局において報告等を行う。	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	都道府県対策本部員	法、条例、都道府県行動計画等により、左記の職務及び職種に該当することが予定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必	都道府県において報告等を行う。「地方衛生研究所職員」又は「保健所職員」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を	内閣官房

特定接種の対象となり得る職務	職種	入力の基準	入力の留意事項	担当府省庁
		要な確認・調整が行われるものとする。	入力するため、本職種においては入力しない。 「警察職員」に該当する者については、同職種において警察庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。 「消防職員」、「消防団員」又は「都道府県の航空消防隊」に該当する者については、これらの職種において消防庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。	
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	左記の職務及び職種に該当する者のうち、都道府県対策本部事務局業務に専従することが、内部規程等により定められている者又は定めはないが具体的に想定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必要な確認・調整が行われるものとする。	都道府県において報告等を行う。 「地方衛生研究所職員」又は「保健所職員」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。 「警察職員」に該当する者については、同職種において警察庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。 「消防職員」、「消防団員」又は「都道府県の航空消防隊」に該当する者については、これらの職種において消防庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。	内閣官房
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	法、条例、市町村行動計画等により、左記の職務及び職種に該当することが予定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必要な確認・調整が行われるものとする。	市町村（特別区を含む。以下同じ。）において報告等を行う。「地方衛生研究所職員」、「保健所職員」、「市町村保健師」又は「市町村保健センター職員」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。 「消防職員」、「消防団員」又は「救急搬送事務に従事する職員」に該当する者については、これらの職種において消防庁が取りまとめ	内閣官房

特定接種の対象となり得る職務	職種	入力の基準	入力の留意事項	担当府省庁
			て同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。	
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	左記の職務及び職種に該当する者のうち、市町村対策本部事務局業務に専従することが、内部規程等により定められている者又は定めはないが具体的に想定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必要な確認・調整が行われるものとする。	市町村において報告等を行う。 「地方衛生研究所職員」、「保健所職員」、「市町村保健師」又は「市町村保健センター職員」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。 「消防職員」、「消防団員」又は「救急搬送事務に従事する職員」に該当する者については、これらの職種において消防庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。	内閣官房
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	条例、都道府県行動計画又は市町村行動計画、規則、訓令等により、左記の職務及び職種に該当することが予定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必要な確認・調整が行われるものとする。	都道府県又は市（特別区を含む。）において報告等を行う。	厚生労働省
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	保健所職員 市町村保健師 市町村保健センター職員	条例、都道府県行動計画又は市町村行動計画、規則、訓令等により、左記の職務及び職種に該当することが予定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必要な確認・調整が行われるものとする。	都道府県又は市町村において報告等を行う。住民への予防接種を外部の医療関係者に委託する場合の当該委託を受けた者は、本職種には該当しない。	厚生労働省
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	国会議員 国会議員公設秘書（政策担当秘書、公設第一秘書、公設第二秘書）	左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、特定接種実施時に接種対象者を判断する。	衆議院又は参議院において報告等を行う。	内閣官房
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員	左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、特定接種実施時に接種対象者を判断する。	都道府県又は市町村において報告等を行う。	内閣官房

特定接種の対象となり得る職務	職種	入力の基準	入力の留意事項	担当府省庁
国会の運営	衆議院事務局職員 参議院事務局職員	左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、特定接種実施時に接種対象者を判断する。	衆議院又は参議院において報告等を行う。	内閣官房
地方議会の運営	地方議会関係職員	左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、特定接種実施時に接種対象者を判断する。	都道府県又は市町村において報告等を行う。	内閣官房
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	衆議院法制局職員 参議院法制局職員	左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、特定接種実施時に接種対象者を判断する。	衆議院又は参議院において報告等を行う。	内閣官房
令状発付に関する事務	裁判所職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	最高裁判所が取りまとめて同裁判所において厚生労働省に該当者数の全部に係る報告等を行う。 事業の種類情報の備考欄に、公務員の所属機関名を入力する。	内閣官房
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	法務省において報告等を行う。	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	刑事施設等職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	法務省において報告等を行う。	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	警察庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に該当者数の全部に係る報告等を行う。 事業の種類情報の備考欄に、公務員の所属機関名及び登録対象業務の従業者数の国家公務員又は地方公務員の内訳を入力する。 「各府省庁対策本部構成員」、「各府省庁対策本部幹事会構成員」又は「各府省庁対策本部事務局担当者」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。	警察庁
救急 消火、救助等	消防職員 消防団員 都道府県の航空消防隊 救急搬送事務に従事する職員（消防	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	消防庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に該当者数の全部に係る報告等を行う。 事業の種類情報の備考欄に、公務員の所属機関名を入力する。	消防庁

特定接種の対象となり得る職務	職種	入力の基準	入力の留意事項	担当府省庁
	本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている職員に限る。)			
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	海上保安庁において報告等を行う。	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	防衛省職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療に従事する防衛省職員を除き、特定接種実施時に接種対象者を判断することとする。	防衛省において報告等を行う。	防衛省
国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員	左記の職務及び職種に該当する者として、以下に該当する内閣官房職員の人数を入力する。 ・官邸連絡室及び官邸対策室を構成する内閣官房職員 ・国家公務員宿舎法施行令（昭和 33 年政令第 341 号）第９条第２号に規定する職員のうち、課長級以上の内閣官房職員	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付において報告等を行う。	内閣官房
	各府省庁職員	左記の職務及び職種に該当する者として、以下に該当する各府省庁職員の人数を入力する。 ・緊急参集チームの基準に定める各府省庁職員	各府省庁において報告等を行う。「各府省庁対策本部構成員」､「各府省庁対策本部幹事会構成員」又は「各府省庁対策本部事務局担当者」と重複する場合は、これらの	各府省庁

特定接種の対象となり得る職務	職種	入力の基準	入力の留意事項	担当府省庁
		・同施行令第９条第２号に規定する職員のうち、課長級以上の各府省庁職員	職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。	

※１　「入力の留意事項」に示す該当者が重複する場合は例であり、これ以外にも該当者が重複する場合はあり得る。

※２　独立行政法人及び地方独立行政法人が該当者を有する場合には、当該独立行政法人及び地方独立行政法人において報告等を行う。

登録申請書の入力例（国、都道府県、市区町村）

別添2

1. 申請者の設立主体の選択

申請者の設立主体

申請者の設立主体を選択してください。
※「民間」を選択すると、登録事業者の申請画面に、「国、都道府県、市区町村」を選択すると国、都道府県、市区町村の報告画面に移行します。

○民間　●国、都道府県、市区町村

国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人の場合は、「国、都道府県、市区町村」を選択して下さい。

2. 登録申請書の入力例

特定接種登録申請書

厚生労働大臣　殿

※ □ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。

申請者（事業者）情報	※ 設立区分	－ 未選択 －
	※ 事業者名	
	※ 事業者名（ふりがな）	
	※ 代表者氏名	
	※ 代表者氏名（ふりがな）	
	※ 郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
	※ 所在地（都道府県）	－ 未選択 －
	※ 所在地（市区町村）	－ 未選択 －
	※ 所在地（町名以下）	
	※ 電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	※ E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp
	備考1	
	備考2	

次へ　クリア

申請書の入力に偽りがないことをチェックして下さい。

所属機関に応じ、①国②都道府県③市区町村をリストから選択してください。

所属機関名を入力してください。

所属機関の代表者名を入力してください。

7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、所在地が自動入力されます。町名以下を入力ください。

市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いないでください。

E-mailアドレスは自動入力されているので、変更が必要な場合は半角英数字で入力すること。

入力不要

事業の種類情報で、外部事業者の登録対象業務の従業者数を入力する場合は、産業医を選任している旨及び業務継続計画を作成している旨を入力してください。

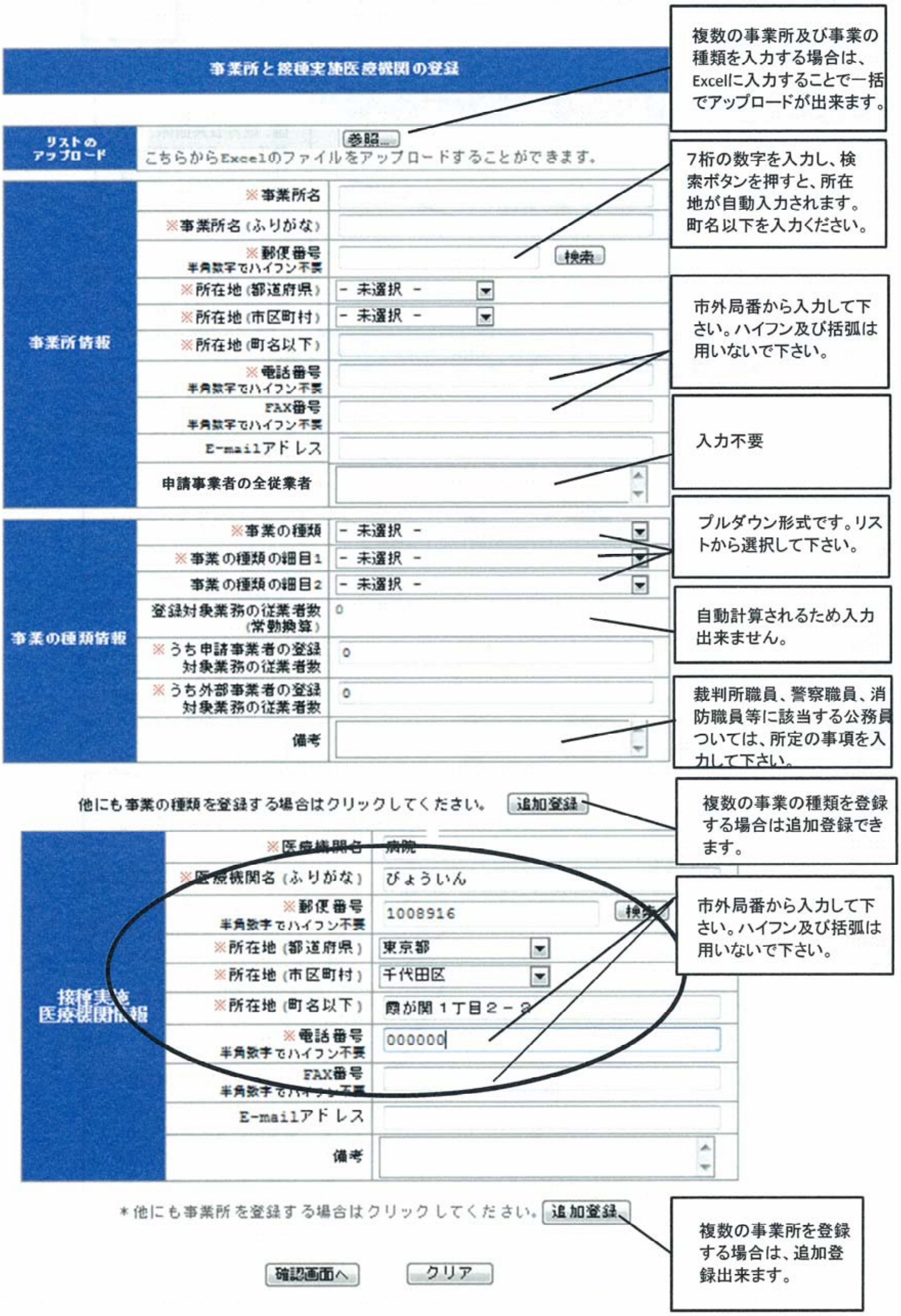

事業所と接種実施医療機関の登録
リストのアップロード
参照...
こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。
複数の事業所及び事業の種類を入力する場合は、Excelに入力することで一括でアップロードが出来ます。
事業所情報
※事業所名
※事業所名（ふりがな）
※郵便番号
半角数字でハイフン不要
検索
7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、所在地が自動入力されます。町名以下を入力ください。
※所在地（都道府県）
- 未選択 -
※所在地（市区町村）
- 未選択 -
※所在地（町名以下）
※電話番号
半角数字でハイフン不要
FAX番号
半角数字でハイフン不要
市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いないで下さい。
E-mailアドレス
申請事業者の全従業者
入力不要
事業の種類情報
※事業の種類
- 未選択 -
※事業の種類の細目1
- 未選択 -
事業の種類の細目2
- 未選択 -
プルダウン形式です。リストから選択して下さい。
登録対象業務の従業者数（常勤換算）
0
自動計算されるため入力出来ません。
※うち申請事業者の登録対象業務の従業者数
0
※うち外部事業者の登録対象業務の従業者数
0
備考
裁判所職員、警察職員、消防職員等に該当する公務員ついては、所定の事項を入力して下さい。
他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。
追加登録
複数の事業の種類を登録する場合は追加登録できます。
接種実施医療機関情報
※医療機関名
病院
※医療機関名（ふりがな）
びょういん
※郵便番号
半角数字でハイフン不要
1008916
検索
※所在地（都道府県）
東京都
※所在地（市区町村）
千代田区
※所在地（町名以下）
霞が関１丁目２－２
※電話番号
半角数字でハイフン不要
000000
FAX番号
半角数字でハイフン不要
市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いないで下さい。
E-mailアドレス
備考
＊他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。
追加登録
複数の事業所を登録する場合は、追加登録出来ます。
確認画面へ
クリア

特定接種管理システムの操作方法

別添3

1. 特定接種管理システムにおける登録申請方法

①下記のリンクにアクセスすると本システムの【ログイン画面】が表示されます。
https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp

②【ログイン画面】にて[初めての方へ]ボタンをクリックします。

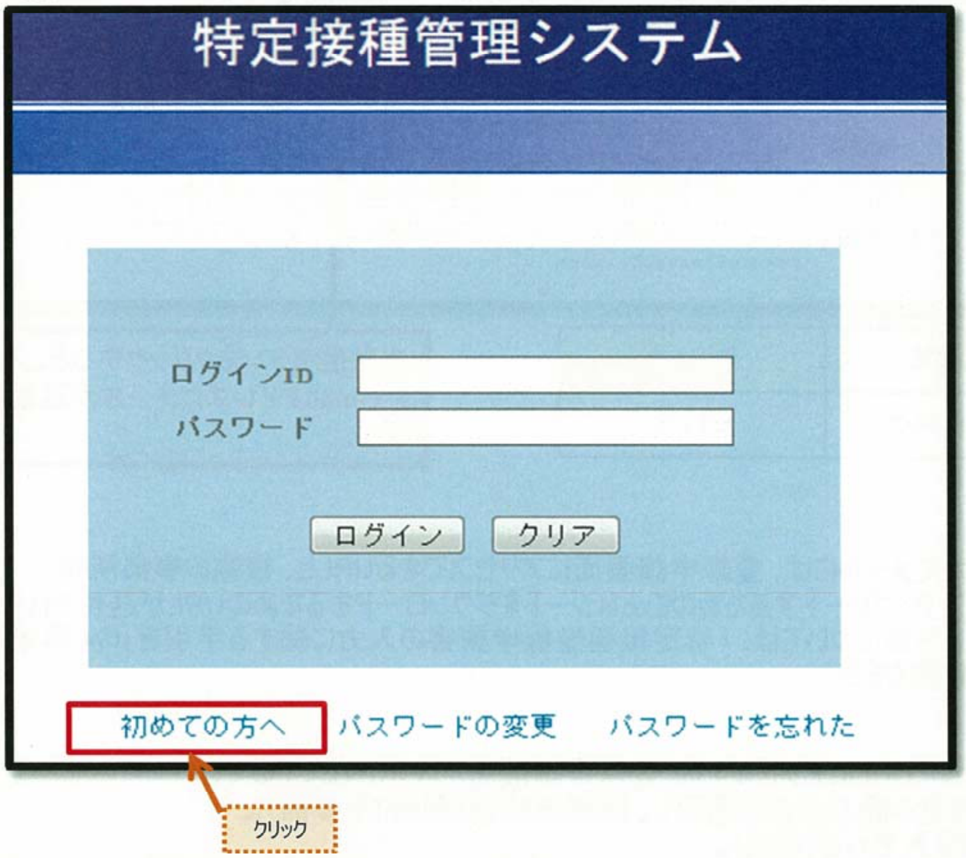

③【初めての方への】画面が表示されます。

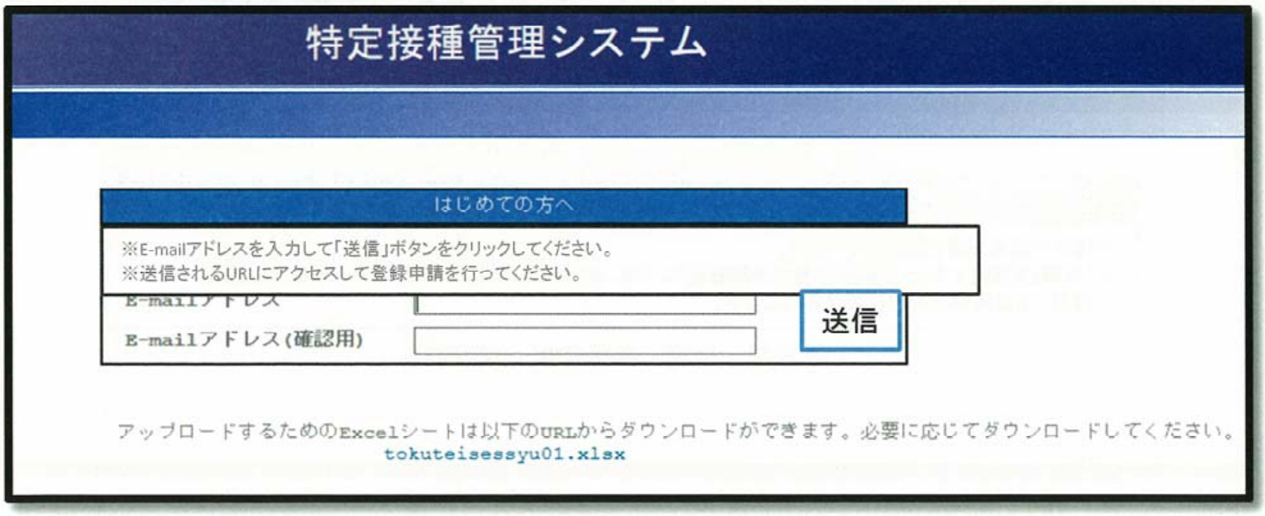

④[E-mailアドレス]、[E-mailアドレス(確認)]を入力してください。
[送信]ボタンをクリックすると入力したE-mailアドレスに登録申請画面を表示するためのURL付きのメールを送信します。

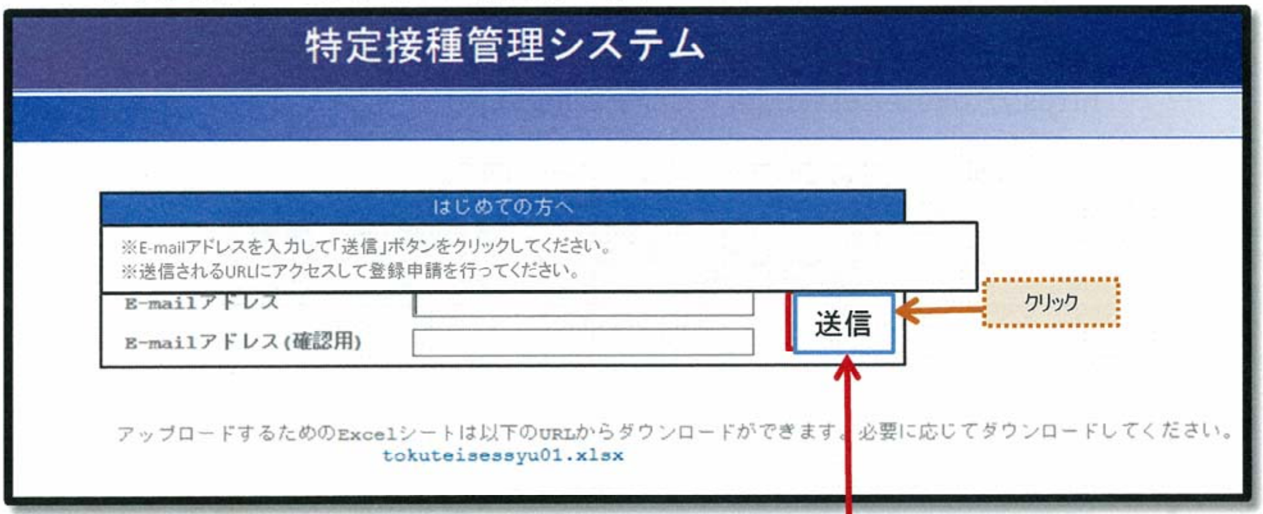

入力項目	最大入力
E-mailアドレス	50文字

※送信ボタンをクリックすると、入力したE-mailアドレスにメールが送信されます。

⑤送信されたメールには、登録申請画面にアクセスできるURLと、複数の事業所情報を一括でアップロードするためのExcelシートをダウンロードするためのURLが送付されます。
アップロード方法については、「特定接種登録申請書の入力に関する手引き」の4事業所情報をご参照ください。

⑥送信されたURLにアクセスすると登録申請画面が表示されますので、まず、申請者の設立主体を選択し、登録申請書(別添1を参照)に必要事項を入力してください。

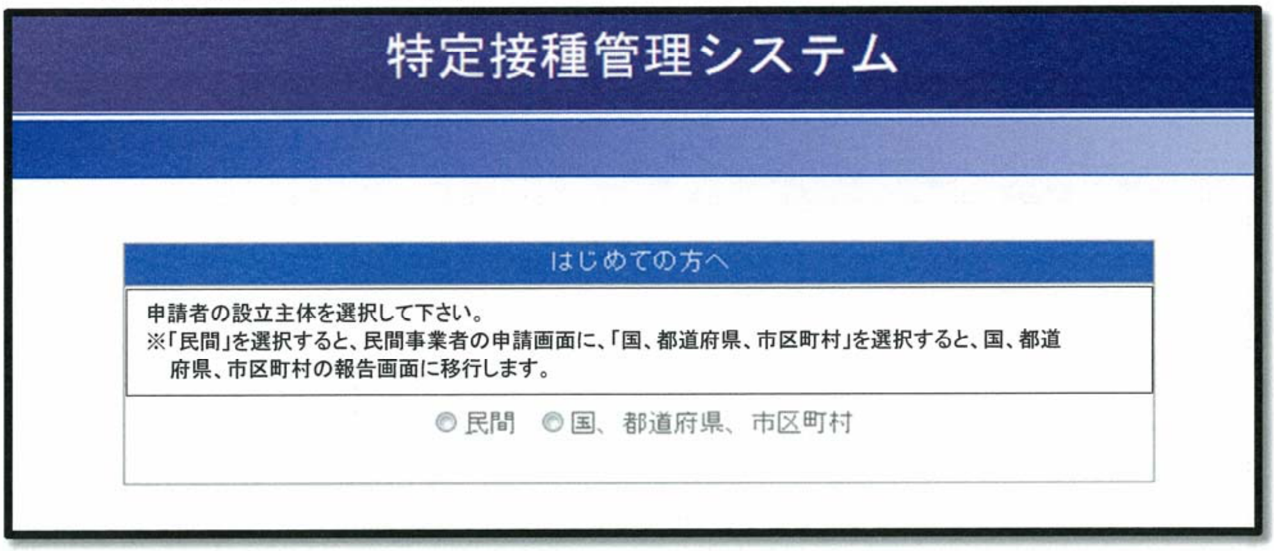

⑦同意事項をご確認いただき、チェックを入れてください。

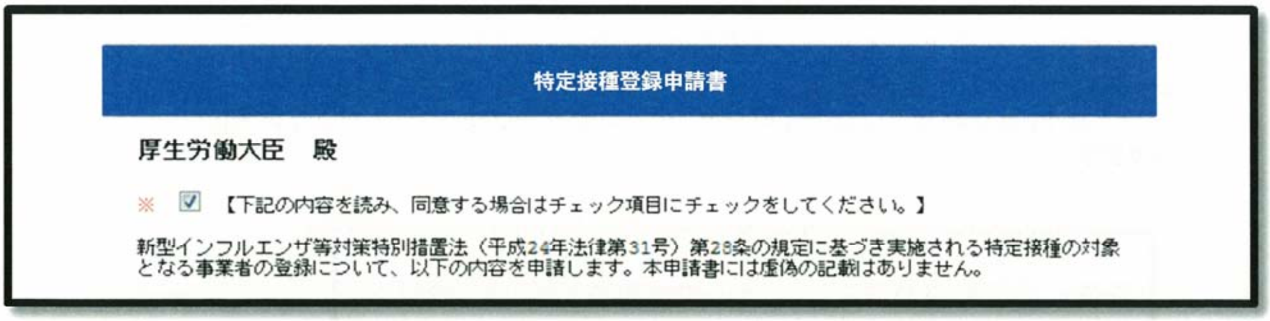
特定接種登録申請書

厚生労働大臣　殿

※ ☑ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。

⑧必要事項を入力したら、「確認画面へ」をクリックしてください。

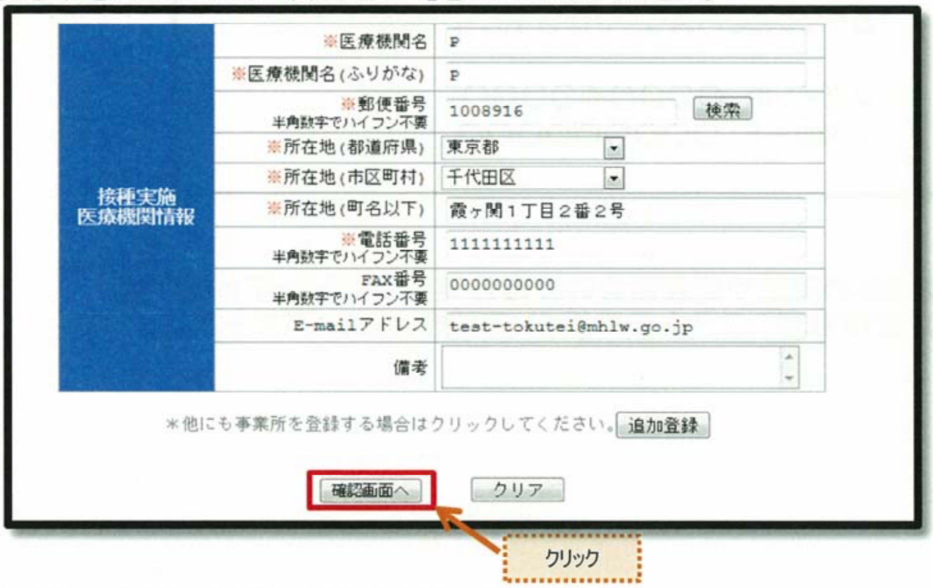
接種実施医療機関情報		
	※医療機関名	P
	※医療機関名（ふりがな）	P
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	1008916 検索
	※所在地（都道府県）	東京都
	※所在地（市区町村）	千代田区
	※所在地（町名以下）	霞ヶ関１丁目２番２号
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	1111111111
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	0000000000
	E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp
	備考	

＊他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。 追加登録

確認画面へ　クリア

⑧確認が完了したら、「送信」ボタンをクリックしてください。
なお、「送信」ボタンをクリックすると申請書を修正することが出来なくなりますのでご注意ください。

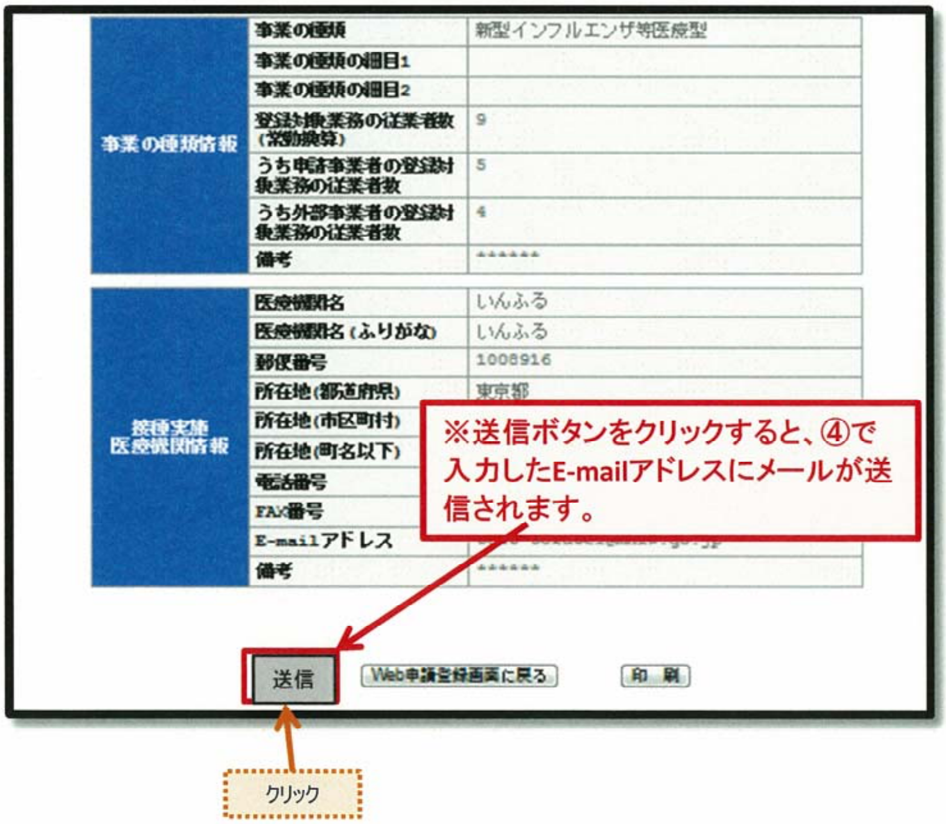
事業の種類情報		
	事業の種類	新型インフルエンザ等医療型
	事業の種類の細目1	
	事業の種類の細目2	
	登録対象業務の従業者数（常勤換算）	9
	うち申請事業者の登録対象業務の従業者数	5
	うち外部事業者の登録対象業務の従業者数	4
	備考	******

接種実施医療機関情報		
	医療機関名	いんふる
	医療機関名（ふりがな）	いんふる
	郵便番号	1008916
	所在地（都道府県）	東京都
	所在地（市区町村）	
	所在地（町名以下）	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mailアドレス	
	備考	******

⑨登録申請が完了すると、登録申請の申請者情報で入力した
E-mailアドレスに、登録申請完了のお知らせと、ログインID及びパス
ワードが付与されます。なお、ログインIDは④で入力したE-mailアドレスに
なります。

件名： 特定接種管理システムから次の案件が届いています。

登録申請が完了しました。
ログインIDとパスワードは以下になります。

ログインID：〇〇〇〇@〇〇〇〇
パスワード：〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※申請内容の確認や疑義照会時の修正等で、ログインする場合は、
２．特定接種管理システムのログイン方法を参照してください。

2. 特定接種管理システムのログイン方法

①下記のリンクにアクセスすると本システムの【ログイン画面】が表示されます。
https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp

②[ログインID]および[パスワード]に、登録申請完了時に通知した
[ログインID]と[パスワード]を入力してください。
[ログイン]ボタンをクリックすると、本システムにログインすることができます。

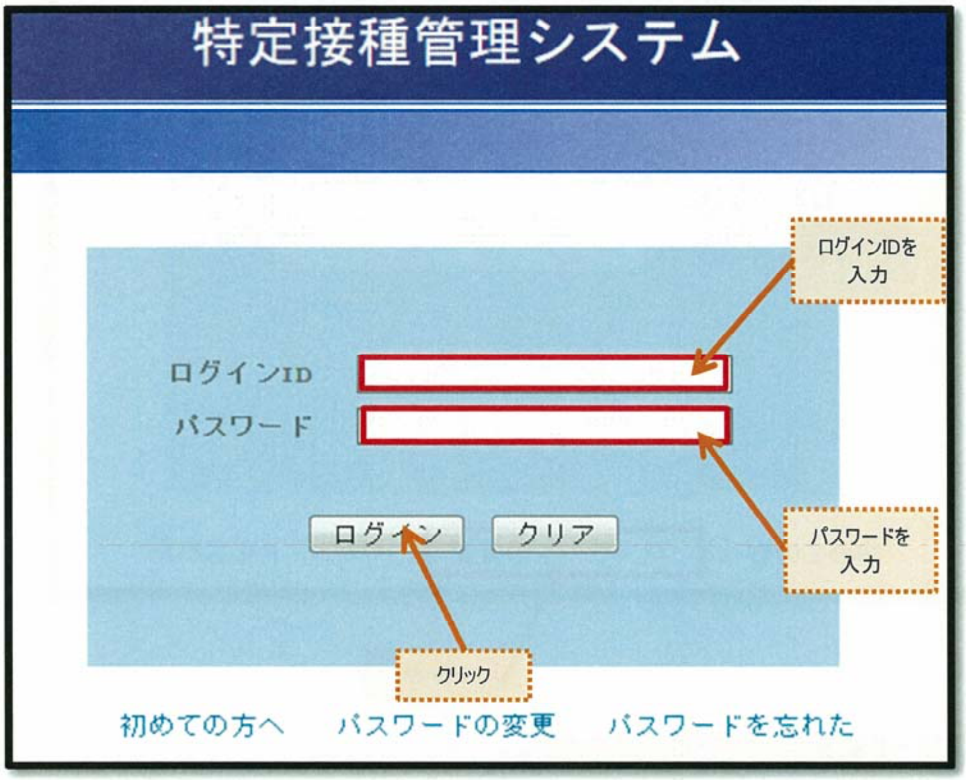

入力項目	最大入力	登録内容
ログインID	50文字	IDを入力して下さい。
パスワード	32文字	パスワードを入力して下さい。

③ログインすると、申請内容の確認や疑義照会時の申請書の修正ができます。
なお、申請書の修正は疑義照会時にしか出来ません。

3. パスワードを変更する。

①【ログイン画面】にて[パスワード変更]ボタンをクリックします。

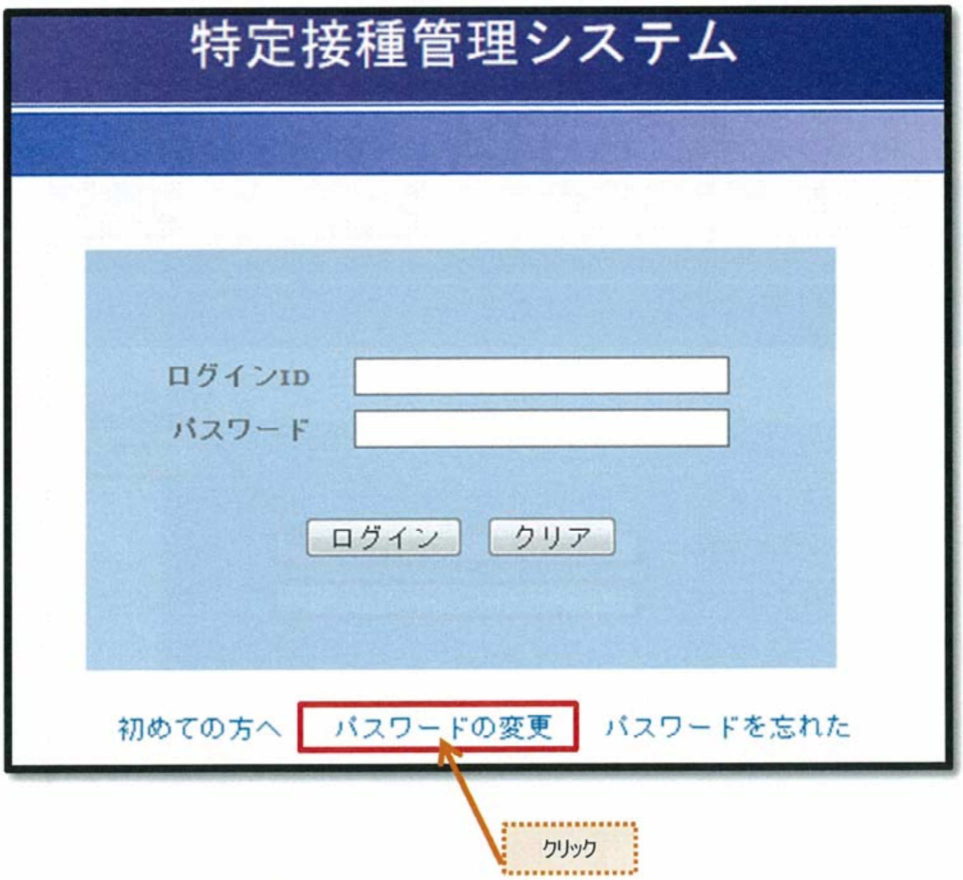

②【パスワード変更画面】が表示されます。

③[ログインID]、[パスワード]、[新しいパスワード]、[新しいパスワード(確認)]を入力します。

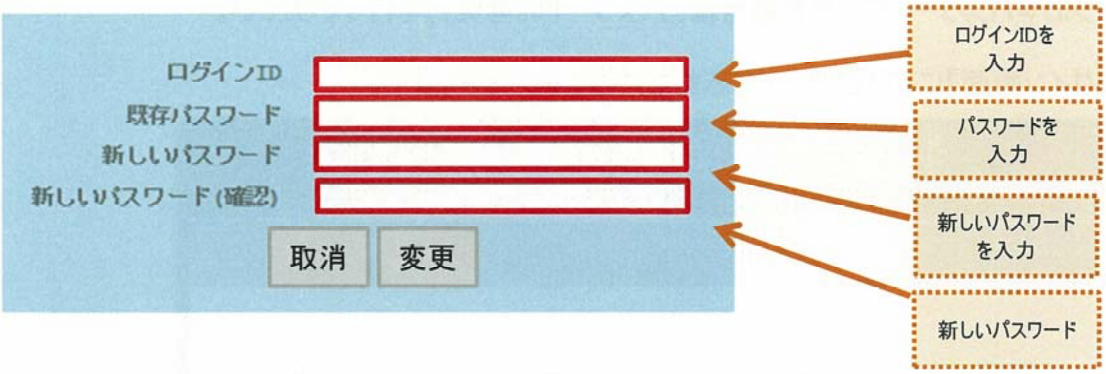

入力項目	最大入力文字数	入力内容
ログインID	50文字	IDを入力してください。
パスワード	32文字	既存のパスワードを入力してください。
新しいパスワード	32文字	8文字以上の半角英字と半角数字を組み合わせて入力してください。 大文字と小文字は区別されません。
新しいパスワード(確認)	32文字	新パスワードと同じ内容を入力してください

④すべての入力が完了したら、[変更]ボタンをクリックします。
[変更]ボタンをクリックすると、入力した新しいパスワードに変更され、「パスワードの変更」メールが送信されます。入力に誤りがある場合、エラーメッセージが表示されるので、修正後に再度[変更]ボタンをクリックしてください。

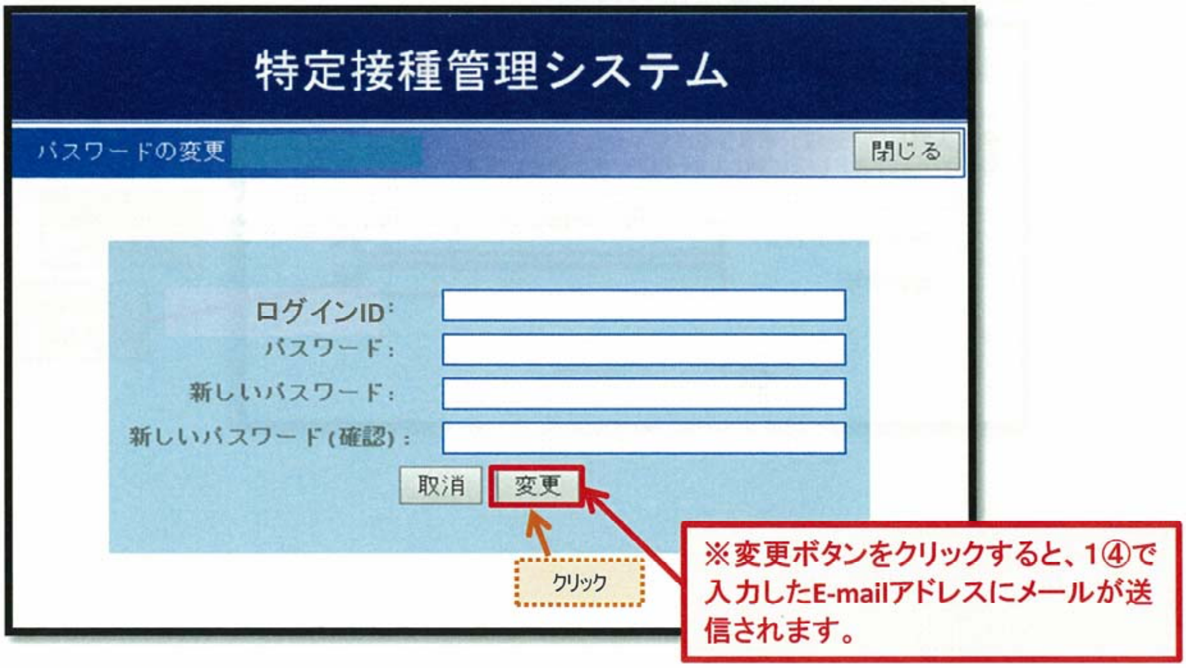

4. パスワードを再発行する。

ログインIDやパスワードを忘れた場合は、パスワードの再発行を行ってください。

①【ログイン画面】にて[パスワードを忘れた]ボタンをクリックします。

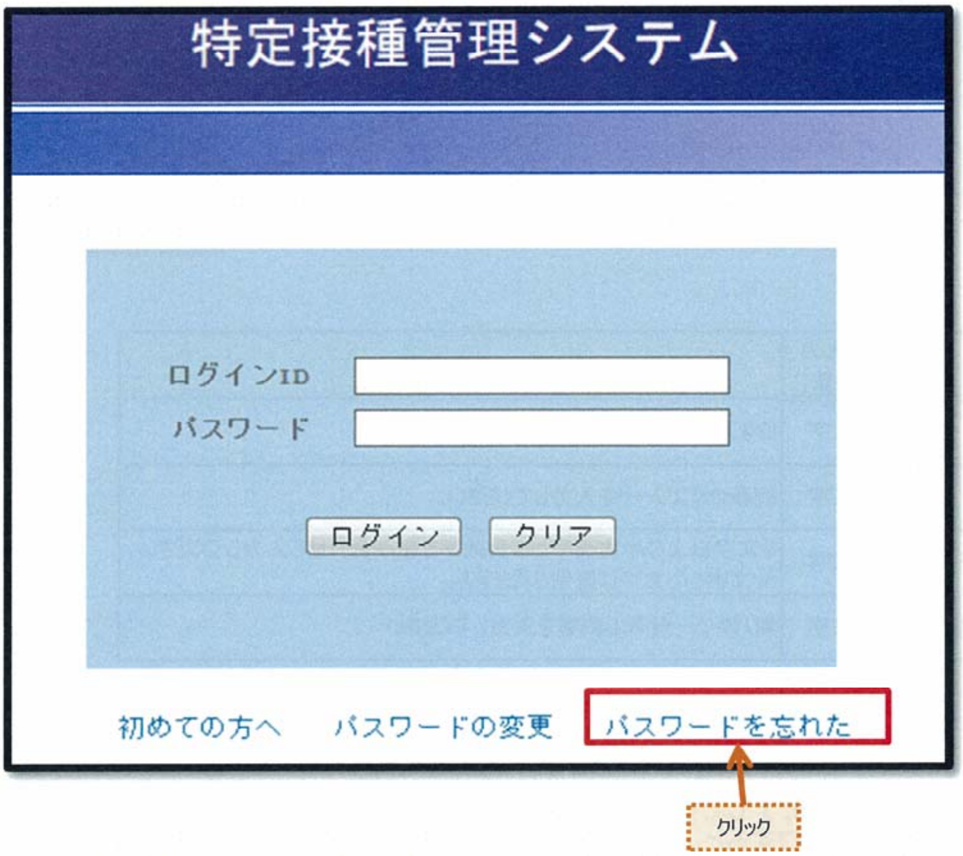

②【パスワードを忘れた画面】が表示されます。

③[E-mailアドレス]及び[電話番号]を入力します。

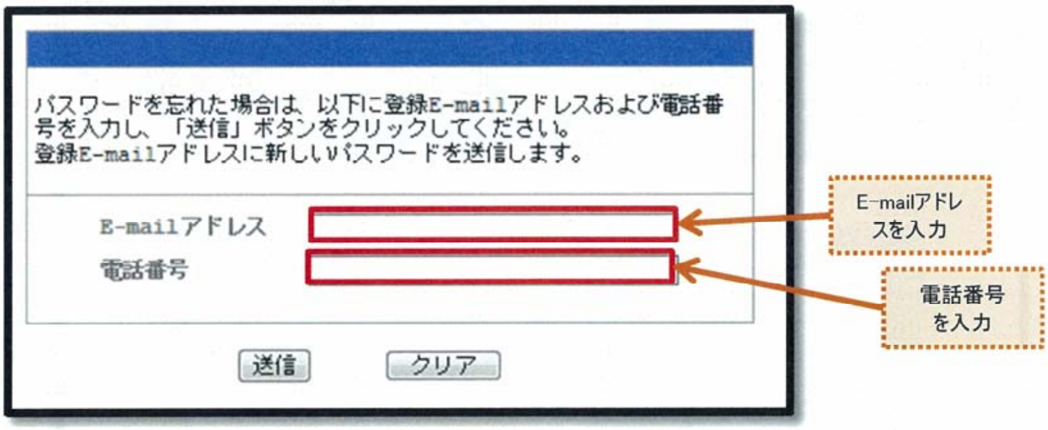

入力項目	最大入力文字数	入力内容
E-mailアドレス	50文字	申請時に「申請者情報」で入力したE-mailアドレスを入力してください。
電話番号	20文字	申請時に「申請者情報」で入力した電話番号を入力してください。

④E-mailアドレスと電話番号を入力したら[送信]ボタンをクリックします。
[送信]ボタンをクリックすると、当該E-mailアドレスにログインID及び新しいパスワードを送信します。入力に誤りがある場合、エラーメッセージが表示されるので、修正後に再度[送信]ボタンをクリックしてください。

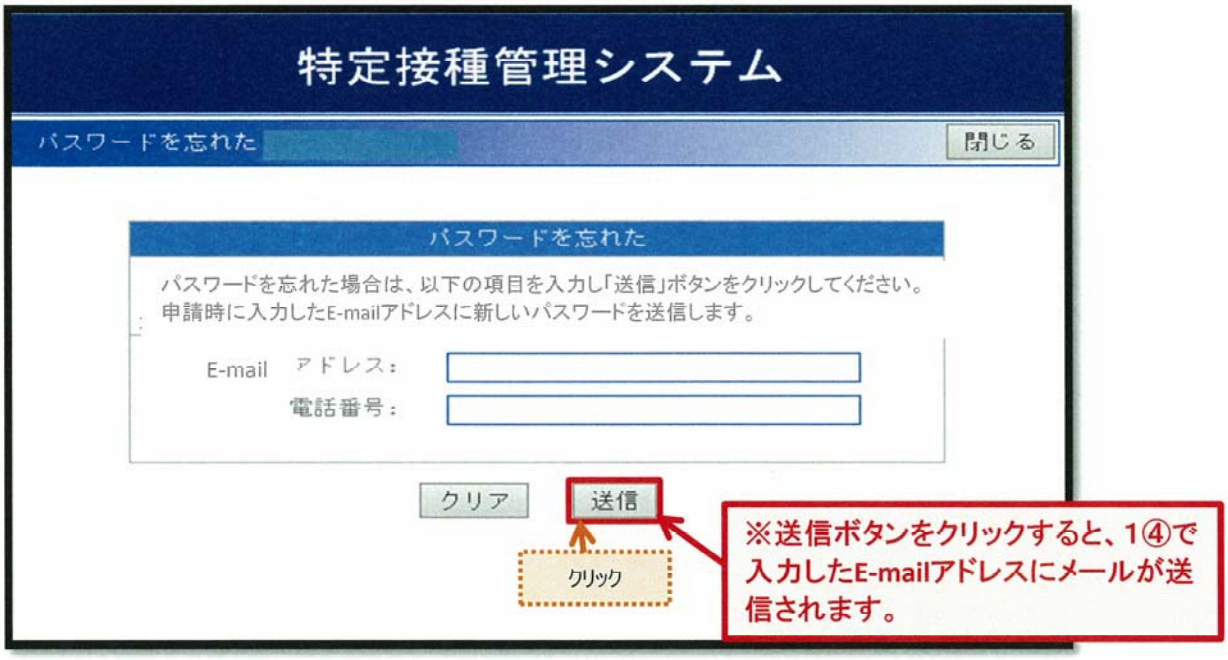

⑤申請者情報で入力したE-mailアドレスに新しいパスワードが送信されます。

件名： 特定接種管理システムから次の案件が届いています。

パスワードを再発行しました。
ログインID及び新しいパスワードは以下になります。

ログインID：〇〇〇〇〇
パスワード：〇〇〇〇〇

特定接種登録申請の確認ルート別担当部署について(都道府県) 別添1

事業の種類【　　　　　　　　　　】　事業の種類の細目①【　　　　　　　　　　】

事業の種類の細目②【　　　　　　　　　　】

・登録できるアドレスは、別添２の表の職務及び職種ごとに都道府県各１つまでです。

・職務及び職種ごとに異なるアドレスを登録してください。

整理番号	管轄する都道府県	担当部局課室	TEL	メールアドレス
例	北海道	○○局新型インフルエンザ対策課	123－456－7890	abcd@mhlw.go.jp
1	北海道			
2	青森県			
3	岩手県			
4	宮城県			
5	秋田県			
6	山形県			
7	福島県			
8	茨城県			
9	栃木県			
10	群馬県			
11	埼玉県			
12	千葉県			
13	東京都			
14	神奈川県			
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県			
18	福井県			
19	山梨県			
20	長野県			
21	岐阜県			
22	静岡県			
23	愛知県			
24	三重県			
25	滋賀県			
26	京都府			
27	大阪府			
28	兵庫県			
29	奈良県			
30	和歌山県			
31	鳥取県			
32	島根県			
33	岡山県			
34	広島県			
35	山口県			
36	徳島県			
37	香川県			
38	愛媛県			
39	高知県			
40	福岡県			
41	佐賀県			
42	長崎県			
43	熊本県			
44	大分県			
45	宮崎県			
46	鹿児島県			
47	沖縄県			

別添２

特定接種（公務員）の報告等の内容の確認に都道府県に御協力いただく職務及び職種、確認の留意事項並びに報告のスケジュールについて

1　特定接種（公務員）の報告等の内容の確認に都道府県に御協力いただく職務及び職種について

特定接種（公務員）の報告等の内容の確認に都道府県に御協力いただく職務及び職種については、次の表のとおりです。都道府県におかれては、市町村が報告を行う同表の職務・職種について、登録申請書（報告書）の内容の確認への御協力をお願いします。

特定接種の対象となり得る職務	職種	担当府省庁
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	市町村対策本部員	内閣官房
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	内閣官房
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員（市町村議会議員）	内閣官房
地方議会の運営	地方議会関係職員（市町村議会関係職員）	内閣官房

2　確認の留意事項について

登録申請書（報告書）の内容の確認に当たっては、次の２点に御留意いただくようお願いします。

・　入力の漏れ又は誤りがないこと。
・　「市町村対策本部員」及び「市町村対策本部事務局職員」については、報告人数が都道府県内の他の同規模以上の自治体より過大（概ね２倍を超える場合）となっていないこと。過大と判断される場合は、報告要領の４（２）により、報告人数に係る算出の根拠等について照会して、誤りがあるかどうかを確認する。
　※　自治体の規模については、「平成 27 年地方公共団体定員管理調査結果」（平成 27 年 12 月総務省）における当該自治体の職員数（総数）（平成 27 年 4 月 1 日現在）により判定する。

3　報告のスケジュールについて

報告のスケジュールについては、次のとおりです。

4 月 15 日　都道府県で報告内容の確認を行っていただく担当部署の調査の提出締切
　※　都道府県で報告内容の確認を行っていただく職務･職種の報告受付開始時期は、別途連絡します。

別紙２

特定接種（公務員）の報告内容（市町村対策本部及び市町村議会関係）の確認について

新型インフルエンザ等対策の推進につきましては、日頃から御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、特定接種（公務員）の報告要領（平成28年３月31日付健発0328第25号厚生労働省健康局長通知。以下「報告要領」といいます。）が各都道府県知事宛に発出され、特定接種の対象となり得る区分１及び区分２の公務員の対象者数について、公務員の所属機関等による厚生労働省への報告が開始されることとなりました。

報告要領の４においては、公務員の所属機関等は特定接種管理システム（以下「管理システム」といいます。）上で特定接種登録申請書（以下「登録申請書」といいます。）（報告書）に必要事項を入力して厚生労働省に提出することとしておりますが、担当府省庁（報告要領別添１の表に定める担当府省庁をいいます。）が都道府県に市町村（特別区を含みます。以下同じ。）が行う報告等の内容（報告要領の８による変更等届出の内容を含みます。以下同じ。）の確認の協力を依頼する場合は、都道府県においても報告等の内容の確認をしていただくこととしております。

つきましては、各都道府県新型インフルエンザ等対策主管部(局)におかれましては、厚生労働省の管理システムによって、別添２の表の職務及び職種に該当する職員について、市町村から提出された登録申請書（報告書）における報告等の内容の確認作業をお願いいたします。報告等の内容の確認を行っていただける新型インフルエンザ等対策主管部（局）が、本事務連絡の発出先である衛生主管部（局）以外にある都道府県におかれましては、衛生主管部（局）以外の新型インフルエンザ等対策主管部（局）に本文書を回付していただきますようお願いします。

報告等の内容の確認に当たっては、別添２に記載する確認の留意事項に留意していただきますようお願いします。

また、各都道府県において管理システムを操作することによって報告等の内容の確認を行っていただける担当部署を、下記により提出・登録していただきますようお願いいたします。

なお、別添２の表の職務及び職種に該当する職員についての市町村による報告の受付開始時期は、別途連絡します。

記

別添１「特定接種登録申請の確認ルート別担当部署について（都道府県）」の様式に、管理システムのログイン ID 及びパスワードの付与先として登録する担当部署名、E-mail アドレス、電話番号を記入し、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進室に提出・登録して下さい。

・登録できるアドレスは、別添２の表の職務及び職種ごとに都道府県各<u>１つまで</u>です。

・これまでに特定接種管理システム用に使用していないアドレスを記入して下さい。

・事業の種類、事業の種類の細目①、②について

事業の種類には、別添２の表の特定接種の対象となり得る職務から選択して記入して下さい。また、事業の種類の細目①については、別添２の表の職種から選択して記入して下さい。事業の種類の細目②については、記入は不要です。別添１「特定接種登録申請の確認ルート別担当部署について（都道府県)」は、別添２の表の職務及び職種ごとに作成して下さい。(このため、別添１を４種類御作成いただき、御提出いただくことになります。)

※ID、パスワードの付与について

①登録していただいたE-mail アドレス等を厚生労働省が管理システムに登録します。

②登録されたE-mail アドレスへ、管理システムから登録完了及びパスワードを連絡します。以降、登録されたE-mail アドレスがログイン ID となります。

提出期限：平成28年4月15日（金）

※各都道府県ごとに取りまとめて御提出下さい。

＜添付資料リスト＞

別添１　特定接種登録申請の確認ルート別担当部署について（都道府県）

別添２　特定接種（公務員）の報告等の内容の確認に都道府県に御協力いただく職務及び職種、確認の留意事項並びに報告のスケジュールについて

【照会及び提出先】

＜別添１の提出関係の照会及び提出先＞

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室　渡邊
TEL:03-5253-1111（内線2088）
E-mail:watanabe-ryoukoaa@mhlw.go.jp

＜別添１の提出関係以外の照会先＞

内閣官房新型インフルエンザ等対策室　冨田
TEL: 03-5253-2111(内線33112)
E-mail: g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

別紙3

特定接種管理システムの概要

【事業者登録業務】

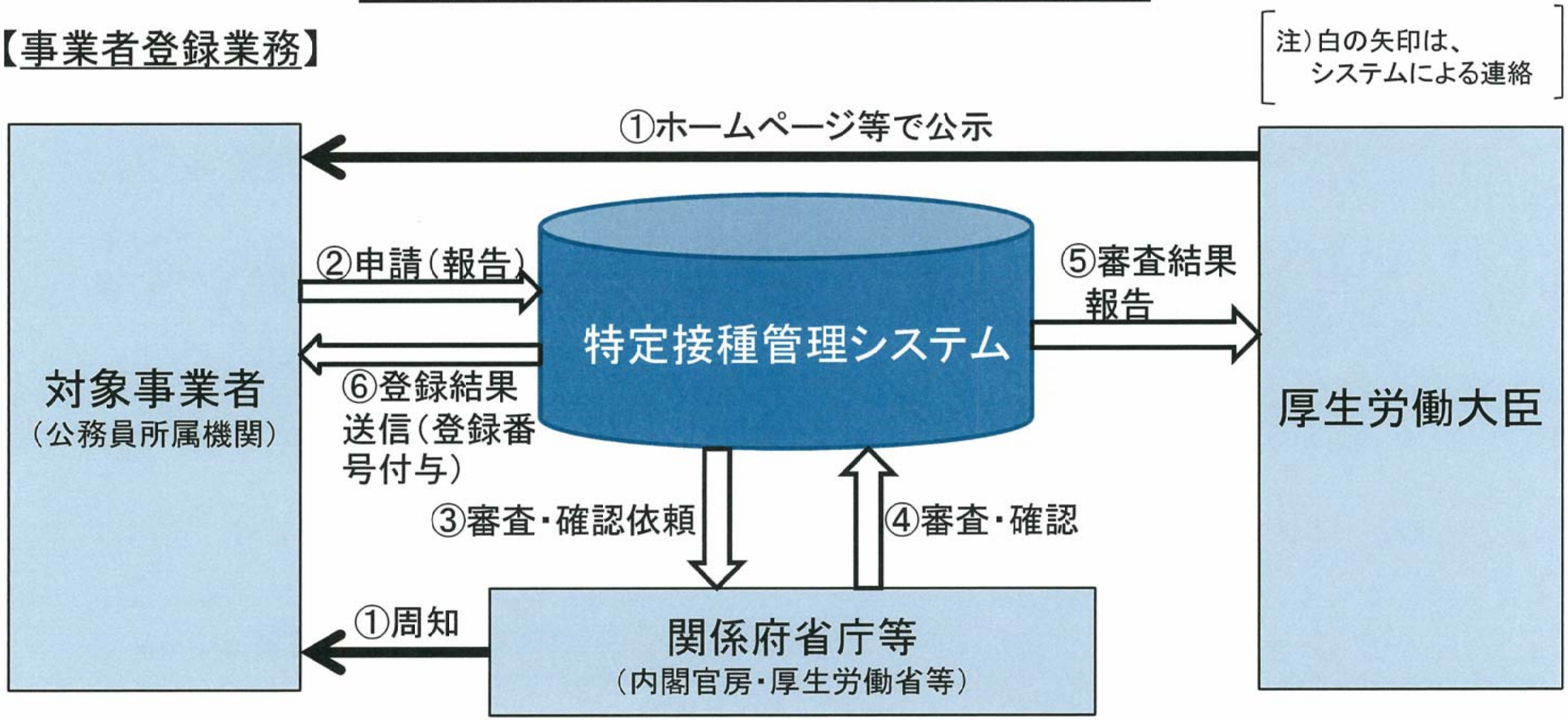

※ 関係府省庁等の管理者（審査・確認を行う者）に、各々の業種分類を管轄するIDを交付。
① ホームページ等で特定接種管理システムへの登録申請要件等を公示。
② 対象事業者（公務員所属機関）が各自インターネット回線を通じ、Webで必要事項（名称、所在地、対象職務・職種、従業員数、接種実施医療機関など）を登録申請（報告）する。
③ 対象事業者（公務員所属機関）から登録申請（報告）があった旨、関係府省庁等（内閣官房・厚生労働省等）の担当者に通知。
④ 関係府省庁等（内閣官房・厚生労働省等）は特定接種管理システムへログインし、登録申請（報告）について審査、必要に応じて申請事業者へ疑義照会・差し戻し等を行う。
⑤ 関係府省庁等（内閣官房・厚生労働省等）は、厚生労働大臣へ審査した旨を通知。
⑥ 厚生労働大臣は、対象事業者（公務員所属機関）へ登録（記録）した旨を通知。

写

事　務　連　絡

平成 28 年 3 月 31 日

'28.4.-1

各都道府県衛生主管部（局）
新型インフルエンザ等対策担当課　御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（公務員）の報告について

標記については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種（公務員）の報告要領について」（平成 28 年 3 月 31 日健発 0328 第 25 号厚生労働省健康局長通知）によりお示ししたところです。

今般、特定接種登録申請書（報告書）の入力に当たって必要な手引きを、別紙１「特定接種登録申請書（公務員）の入力に関する手引き」により定めましたので、内容を御了知の上、管内の市町村、特別区、関係機関等に周知を図っていただくようお願いします。

特定接種（公務員）の報告のスケジュールについては、追って速やかにお知らせいたします。

また、別紙２「特定接種（公務員）の報告内容（市町村対策本部及び市町村議会関係）の確認について」により、各都道府県新型インフルエンザ等対策主管部（局）に報告等の内容の確認の協力を依頼いたします。

なお、報告、内容確認、疑義照会や、報告完了の連絡は、特定接種管理システム（概要は別紙３）によって行います。当該システムにアクセスするためのＵＲＬは、以下のとおりです。（現在アクセスを遮断している状態です。申請開始準備が整い次第、解除いたします。）

https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/adminLogin

また、これらの特定接種登録申請書など報告に係る資料は、厚生労働省ホームページにおいて公表する予定です。

事　務　連　絡
平成 28 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）
　新型インフルエンザ等対策担当課　御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（公務員）の報告について

標記については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種（公務員）の報告要領について」（平成 28 年 3 月 31 日健発 0328 第 25 号厚生労働省健康局長通知）によりお示ししたところです。

今般、特定接種登録申請書（報告書）の入力に当たって必要な手引きを、別紙１「特定接種登録申請書（公務員）の入力に関する手引き」により定めましたので、内容を御了知の上、管内の市町村、特別区、関係機関等に周知を図っていただくようお願いします。

特定接種（公務員）の報告のスケジュールについては、追って速やかにお知らせいたします。

また、別紙２「特定接種（公務員）の報告内容（市町村対策本部及び市町村議会関係）の確認について」により、各都道府県新型インフルエンザ等対策主管部（局）に報告等の内容の確認の協力を依頼いたします。

なお、報告、内容確認、疑義照会や、報告完了の連絡は、特定接種管理システム（概要は別紙３）によって行います。当該システムにアクセスするためのＵＲＬは、以下のとおりです。（現在アクセスを遮断している状態です。申請開始準備が整い次第、解除いたします。）

https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/adminLogin

また、これらの特定接種登録申請書など報告に係る資料は、厚生労働省ホームページにおいて公表する予定です。

28.9.26

事　務　連　絡
平成28年9月26日

各都道府県衛生主管部（局）
新型インフルエンザ対策担当課　御中
（各都道府県及び地方自治体特定接種の登録申請内容の確認を行う担当部署　御中）

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

新型インフルエンザ等対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条に基づく特定接種（以下「特定接種」という。）の登録については、平成28年1月6日付け当室事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（医療分野）の登録について」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」、平成28年3月31日付け当室事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（公務員）の報告について」を発出し、周知等を依頼したところですが、国民生活・国民経済安定分野の一部を除き、申請の開始を延期とさせていただいておりました。

これは、申請内容を確認いただく管理者のルート追加に関する御要望などを反映するため、大幅なシステムの改修を行ったことに伴うものであり、関係者の皆様には御迷惑をお掛けいたしました。

今般、別添スケジュールのとおり、申請の再開に向けた準備が整いましたので各都道府県におかれましては、お手数をお掛けいたしますが、管内の市町村及び特別区、事業者に再度周知いただくとともに、特定接種の登録に向けた所要の作業への御協力をお願いします。

別添

○　登録のスケジュール

- 各業種及び公務員の登録申請又は報告の受付開始　平成28年10月14日
- 登録申請又は報告の締切　平成29年1月5日
- 各業種の担当府省庁による内容確認の締切

締切①	平成29年1月25日
締切②	平成29年2月14日
締切③	平成29年3月6日

※　各ルート別の締切日については、別紙「確認締切日一覧表」を御参照下さい。

※　確認者が複数ある場合は、事業者への早期申請の働きかけ及び各確認者の早期確認への御協力をお願いいたします。

※　震災・災害等特段の理由により締切日を超過する場合は、別途御相談願います。

※　システム操作に関するお問い合わせは、ヘルプデスク（特定接種管理システム業者：スリーハンズ株式会社）までお願いします。

TEL　03－5510－3318

【照会先】
厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室
担当者：渡邉・山崎
TEL:03-3595-3426
FAX:03-3506-7325
E-mail:test-tokutei@mhlw.go.jp

確認締切日一覧表（医療分野、国民生活・国民経済安定分野）

4月15日申請開始

No.	担当府省	事業No.	事業の種類	公務員区分３該当	事業の種類の細目①	事業の種類の細目②	地方公共団体（市町村）	地方公共団体（都道府県）	関係府省庁（地方分支局）	関係府省庁（原課）
1	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	病院	道府県	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
2	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	病院	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
3	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業・東京都	○	病院	東京都	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
4	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	診療所（歯科診療所を除く。）	都道府県	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
5	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	診療所（歯科診療所を除く。）	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
6	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	歯科診療所	都道府県	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
7	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	歯科診療所	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
8	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	薬局	都道府県	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
9	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	薬局	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
10	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	訪問看護ステーション	道府県	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
11	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	訪問看護ステーション	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
12	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業・東京都	○	訪問看護ステーション	東京都	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
13	厚生労働省	2	重大緊急医療提供を行う事業	○	病院	道府県	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
14	厚生労働省	2	重大緊急医療提供を行う事業	○	病院	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
15	厚生労働省	2	重大緊急医療提供を行う事業・東京都	○	病院	東京都	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
16	厚生労働省	2	重大緊急医療提供を行う事業	○	診療所（歯科診療所を除く。）	都道府県	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
17	厚生労働省	2	重大緊急医療提供を行う事業	○	診療所（歯科診療所を除く。）	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
18	厚生労働省	2	重大緊急医療提供を行う事業	○	助産所	都道府県	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
19	厚生労働省	2	重大緊急医療提供を行う事業	○	助産所	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
20	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	介護保険施設	事業所、施設の指定申請、届出先：都道府県	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
21	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	介護保険施設	事業所、施設の指定申請、届出先：政令指定都市	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
22	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	介護保険施設	事業所、施設の指定申請、届出先：中核市	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
23	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	指定居宅サービス事業	事業所、施設の指定申請、届出先：都道府県	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
24	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	指定居宅サービス事業	事業所、施設の指定申請、届出先：政令指定都市	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
25	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	指定居宅サービス事業	事業所、施設の指定申請、届出先：中核市	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
26	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	指定地域密着型サービス事業		①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
27	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	老人福祉施設	事業所、施設の指定申請、届出先：都道府県	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
28	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	老人福祉施設	事業所、施設の指定申請、届出先：政令指定都市	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
29	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	老人福祉施設	事業所、施設の指定申請、届出先：中核市	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
30	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	有料老人ホーム	事業所、施設の指定申請、届出先：都道府県	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
31	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	有料老人ホーム	事業所、施設の指定申請、届出先：政令指定都市	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
32	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	有料老人ホーム	事業所、施設の指定申請、届出先：中核市	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
33	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	障害福祉サービス事業	居宅介護	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	ー	③（3/6〆切）
34	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	障害福祉サービス事業	重度訪問介護	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	ー	③（3/6〆切）
35	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	障害福祉サービス事業	同行援護	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	ー	③（3/6〆切）
36	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	障害福祉サービス事業	行動援護	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	ー	③（3/6〆切）
37	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	障害福祉サービス事業	共同生活援助	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	ー	③（3/6〆切）
38	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	障害者支援施設	障害者支援施設	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	ー	③（3/6〆切）
39	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	障害児入所支援施設	福祉型障害児入所施設	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	ー	③（3/6〆切）
40	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	救護施設	事業所、施設の指定申請、届出先：都道府県	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
41	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	救護施設	事業所、施設の指定申請、届出先：政令指定都市	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
42	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	救護施設	事業所、施設の指定申請、届出先：中核市	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
43	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	児童福祉施設	事業所、施設の指定申請、届出先：都道府県	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
44	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	児童福祉施設	事業所、施設の指定申請、届出先：市	①（1/25〆切）	ー	ー	②（2/14〆切）
45	厚生労働省	4	医薬品・化粧品等卸売業		医薬品卸売販売業		ー	ー	ー	①（1/25〆切）
46	厚生労働省	5	医薬品製造業		医薬品製造販売業		ー	ー	ー	①（1/25〆切）
47	厚生労働省	5	医薬品製造業		医薬品製造業		ー	ー	ー	①（1/25〆切）
48	厚生労働省	6	医療機器修理業		医療機器修理業		ー	ー	ー	①（1/25〆切）
49	厚生労働省	7	医療機器販売業		医療機器販売業		ー	ー	ー	①（1/25〆切）
50	厚生労働省	8	医療機器貸与業		医療機器貸与業		ー	ー	ー	①（1/25〆切）
51	厚生労働省	9	医療機器製造業		医療機器製造販売業		ー	ー	ー	①（1/25〆切）
52	厚生労働省	9	医療機器製造業		医療機器製造業		ー	ー	ー	①（1/25〆切）
53	厚生労働省	10	再生医療等製品販売業		再生医療等製品販売業		ー	ー	ー	①（1/25〆切）
54	厚生労働省	11	再生医療等製品製造業		再生医療等製品製造販売業		ー	ー	ー	①（1/25〆切）
55	厚生労働省	11	再生医療等製品製造業		再生医療等製品製造業		ー	ー	ー	①（1/25〆切）
56	経済産業省	12	ガス業	○	ガス業	岐阜県・中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス課	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）
57	経済産業省	12	ガス業	○	ガス業	静岡県・関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課	ー	①（1/25〆切）	ー	②（2/14〆切）

No.	担当府省	事業No.	事業の種類	公務員区分３該当	事業の種類の細目①	事業の種類の細目②	地方公共団体（市町村）	地方公共団体（都道府県）	関係府省庁（地方分支局）	関係府省庁（厚課）	4月15日申請開始
58	経済産業省	12	ガス業	○	ガス業	その他	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	
59	財務省	13	銀行業(中央銀行、政府関係金融機関)		中央銀行		−	−	−	①（1/25〆切）	○
60	財務省	13	銀行業(中央銀行、政府関係金融機関)		政府関係金融機関（沖縄振興開発金融公庫を除く。）		−	−	−	①（1/25〆切）	○
61	内閣府	13	銀行業(中央銀行、政府関係金融機関)		沖縄振興開発金融公庫総務部総務課		−	−	−	①（1/25〆切）	○
62	国土交通省	14	空港管理業	○	空港機能施設事業	航空局管内	−	−	−	①（1/25〆切）	○
63	国土交通省	14	空港管理業	○	空港機能施設事業	東京航空局管内	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	○
64	国土交通省	14	空港管理業	○	空港機能施設事業	大阪航空局管内	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	○
65	国土交通省	15	航空輸送業	○	航空運送業	航空局管内	−	−	−	①（1/25〆切）	○
66	国土交通省	15	航空輸送業	○	航空運送業	東京航空局管内	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	○
67	国土交通省	15	航空輸送業	○	航空運送業	大阪航空局管内	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	○
68	国土交通省	16	水運業		外航海運業		−	−	−	①（1/25〆切）	○
69	国土交通省	16	水運業		船舶貸渡業	外航船舶貸渡業	−	−	−	①（1/25〆切）	○
70	国土交通省	16	水運業		船舶貸渡業	内航船舶貸渡業	−	−	−	①（1/25〆切）	○
71	国土交通省	16	水運業		沿海海運業	一般旅客定期航路事業	−	−	−	①（1/25〆切）	○
72	国土交通省	16	水運業		沿海海運業	内航海運事業	−	−	−	①（1/25〆切）	○
73	国土交通省	16	水運業		内陸水運業	一般旅客定期航路事業	−	−	−	①（1/25〆切）	○
74	国土交通省	16	水運業		内陸水運業	内航海運事業	−	−	−	①（1/25〆切）	○
75	総務省	17	通信業		固定電気通信業	①電気通信事業法第16条第１項の規定による届出をした者に限る。	−	−	−	①（1/25〆切）	○
76	総務省	17	通信業		固定電気通信業	②東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びＮＴＴコミュニケーションズ株式会社に限る。	−	−	−	①（1/25〆切）	○
77	総務省	17	通信業		固定電気通信業	③①又は②のいずれにも該当しない者。	−	−	−	①（1/25〆切）	○
78	総務省	17	通信業		移動電気通信業	①電気通信事業法第16条第１項の規定による届出をした者に限る。	−	−	−	①（1/25〆切）	○
79	総務省	17	通信業		移動電気通信業	②株式会社ＮＴＴドコモに限る。	−	−	−	①（1/25〆切）	○
80	総務省	17	通信業		移動電気通信業	③①又は②のいずれにも該当しない者。	−	−	−	①（1/25〆切）	○
81	国土交通省	18	鉄道業	○	鉄道業		−	−	北海道運輸局 ①（1/25〆切） 東北運輸局 ①（1/25〆切） 北陸信越運輸局 ①（1/25〆切） 関東運輸局 ①（1/25〆切） 中部運輸局 ①（1/25〆切） 近畿運輸局 ①（1/25〆切） 中国運輸局 ①（1/25〆切） 四国運輸局 ①（1/25〆切） 九州運輸局 ①（1/25〆切） 内閣府沖縄総合事務局 ①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	○
82	経済産業省	19	電気業	○	電気業		−	−	−	①（1/25〆切）	
83	国土交通省	20	道路貨物運送業		一般貨物自動車運送業		−	−	−	①（1/25〆切）	○
84	国土交通省	21	道路旅客運送業	○	一般乗合旅客自動車運送業		−	−	−	①（1/25〆切）	○
85	国土交通省	21	道路旅客運送業	○	患者等搬送事業		−	−	−	①（1/25〆切）	○
86	総務省	22	放送業		公共放送業		−	−	−	①（1/25〆切）	○
87	総務省	22	放送業		民間放送業	テレビジョン放送業（衛星放送業を除く。） ラジオ放送業（衛星放送業を除く。）	−	−	−	①（1/25〆切）	○
88	総務省	22	放送業		民間放送業	衛星放送業	−	−	−	①（1/25〆切）	○
89	総務省	23	郵便業		郵便業		−	−	−	①（1/25〆切）	○
90	経済産業省	24	映像・音声・文字情報制作業		新聞業		−	−	−	①（1/25〆切）	
91	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		銀行	都市・信託・その他銀行、外国銀行支店	−	−	−	①（1/25〆切）	
92	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		銀行	ゆうちょ銀行	−	−	−	②（2/14〆切）	
93	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		銀行	整理回収機構	−	−	−	②（2/14〆切）	
94	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		銀行	地方・第二地方銀行（埼玉りそなを含む。）	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	
95	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	信金中央金庫	−	−	−	②（2/14〆切）	
96	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	信用金庫	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	
97	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	信用金庫・北海道財務局	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	
98	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	信用金庫・函館財務事務所	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	
99	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	信用金庫・旭川財務事務所	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	
100	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	信用金庫・釧路財務事務所	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	
101	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	信用金庫・帯広財務事務所	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	
102	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	信用金庫・小樽出張所	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	
103	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	信用金庫・北見出張所	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	
104	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	全国信用協同信用組合連合会	−	−	−	①（1/25〆切）	
105	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	信用組合	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	
106	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	信用組合・北海道財務局	−	−	①（1/25〆切）	②（2/14〆切）	

No.	担当府省	事業No.	事業の種類	公務員区分３該当	事業の種類の細目①	事業の種類の細目②	地方公共団体（市町村）	地方公共団体（都道府県）	関係府省庁（地方分支局）	関係府省庁（原課）	4月15日申請開始
107	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	信用組合・函館財務事務所	－	－	① (1/25〆切)	② (2/14〆切)	
108	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	信用組合・釧路財務事務所	－	－	① (1/25〆切)	② (2/14〆切)	
109	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	信用組合・帯広財務事務所	－	－	① (1/25〆切)	② (2/14〆切)	
110	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	労働金庫連合会	－	－	－	① (1/25〆切)	
111	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	労働金庫	－	－	① (1/25〆切)	② (2/14〆切)	
112	経済産業省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業（商工組合中央金庫に限る。）		－	－	－	① (1/25〆切)	
113	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	（農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会）	－	－	－	① (1/25〆切)	
114	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	（信用農業協同組合連合会（北海道を除く。））	－	－	① (1/25〆切)	② (2/14〆切)	
115	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	（農業協同組合（北海道の地域において信用事業を行うものに限る。））	－	① (1/25〆切)	－	② (2/14〆切)	
116	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	（農業協同組合（北海道以外の地域において信用事業を行うものに限る。）	－	① (1/25〆切)	② (2/14〆切)	③ (3/6〆切)	
117	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	信用漁業協同組合連合会(京都府及び沖縄県を除く。)	－	－	－	① (1/25〆切)	
118	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	信用漁業協同組合連合会（うち京都府信用漁業協同組合連合会に限る。）	－	① (1/25〆切)	－	② (2/14〆切)	
119	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	信用漁業協同組合連合会（うち沖縄県信用漁業協同組合連合会に限る。）	－	－	① (1/25〆切)	② (2/14〆切)	
120	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	漁業協同組合（信用事業に係るものに限る。）	－	① (1/25〆切)	－	② (2/14〆切)	
121	国土交通省	26	河川管理・用水供給業	○	河川管理業		－	－	－	① (1/25〆切)	○
122	国土交通省	26	河川管理・用水供給業	○	用水供給業		－	－	－	① (1/25〆切)	○
123	経済産業省	27	工業用水道業	○	工業用水道業		－	－	－	① (1/25〆切)	
124	国土交通省	28	下水道業	○	下水道処理施設維持管理業		－	－	－	① (1/25〆切)	○
125	国土交通省	28	下水道業	○	下水道管路施設維持管理業		－	－	－	① (1/25〆切)	○
126	厚生労働省	29	上水道業	○	上水道業	-	－	－	－	① (1/25〆切)	○
127	金融庁	30	金融証券決済事業		全国銀行資金決済ネットワーク	全国銀行資金決済ネットワーク	－	－	－	① (1/25〆切)	
128	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	統合ＡＴＭスイッチングサービス	－	－	－	① (1/25〆切)	
129	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	マルチペイメントネットワーク	－	－	－	① (1/25〆切)	
130	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	外国為替円決済	－	－	－	① (1/25〆切)	
131	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	全国銀行個人信用情報センター	－	－	－	① (1/25〆切)	
132	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	ＣＬＳ、ＳＷＩＦＴ	－	－	－	① (1/25〆切)	
133	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	短資会社	－	－	－	① (1/25〆切)	
134	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	手形交換所	－	－	－	① (1/25〆切)	
135	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	電子債権記録機関	－	－	－	① (1/25〆切)	
136	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	しんきん情報システムセンター、しんきん共同センター、情報サービス	－	－	－	① (1/25〆切)	
137	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	信組情報サービス、メイプルひろしま	－	－	－	① (1/25〆切)	
138	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	全国漁協オンラインセンター	－	－	－	① (1/25〆切)	
139	金融庁	30	金融証券決済事業		金融商品取引所等		－	－	－	① (1/25〆切)	
140	金融庁	30	金融証券決済事業		金融商品取引精算機関		－	－	－	① (1/25〆切)	
141	金融庁	30	金融証券決済事業		振替機関		－	－	－	① (1/25〆切)	
142	経済産業省	31	石油・鉱物卸売業		石油卸売業	石油卸売業（ＬＰを含む）	－	－	－	① (1/25〆切)	
143	経済産業省	31	石油・鉱物卸売業		石油卸売業	石油卸売業（ＬＰを除く）	－	－	－	① (1/25〆切)	
144	経済産業省	32	石油製品・石炭製品製造業		石油精製業		－	－	－	① (1/25〆切)	
145	経済産業省	33	熱供給業		熱供給業		－	－	－	① (1/25〆切)	
146	経済産業省	34	飲食料品小売業		コンビニエンスストア		－	－	－	① (1/25〆切)	
147	農林水産省	34	飲食料品小売業		各食料品小売業		－	－	－	① (1/25〆切)	
148	経済産業省	35	各種商品小売業		百貨店・総合スーパー		－	－	－	① (1/25〆切)	
149	農林水産省	36	食料品製造業		缶詰・農産保存食料品製造業		－	－	－	① (1/25〆切)	
150	農林水産省	36	食料品製造業		精穀・製粉業	（精米業、米粉製造業）	－	－	－	① (1/25〆切)	
151	農林水産省	36	食料品製造業		精穀・製粉業	（精麦業、小麦粉製造業）	－	－	－	① (1/25〆切)	
152	農林水産省	36	食料品製造業		精穀・製粉業	（そば粉製造業）	－	－	－	① (1/25〆切)	
153	農林水産省	36	食料品製造業		精穀・製粉業	（大豆粉、とうもろこし粉、その他穀粉製造業）	－	－	－	① (1/25〆切)	
154	農林水産省	36	食料品製造業		パン・菓子製造業	（パン製造業）	－	－	－	① (1/25〆切)	
155	農林水産省	36	食料品製造業		パン・菓子製造業	（菓子製造業）	－	－	－	① (1/25〆切)	
156	農林水産省	36	食料品製造業		レトルト食品製造業		－	－	－	① (1/25〆切)	
157	農林水産省	36	食料品製造業		冷凍食品製造業		－	－	－	① (1/25〆切)	
158	農林水産省	36	食料品製造業		めん類製造業		－	－	－	① (1/25〆切)	
159	農林水産省	36	食料品製造業		処理牛乳・乳飲料製造業		－	－	－	① (1/25〆切)	
160	農林水産省	37	飲食料品小売業		食料品スーパー		－	－	－	① (1/25〆切)	
161	農林水産省	37	飲食料品卸売業		食料・飲料卸売業		－	－	－	① (1/25〆切)	
162	農林水産省	37	飲食料品卸売業		卸売市場関係者		－	－	－	① (1/25〆切)	
163	経済産業省	38	燃料小売業(LPガス及びガソリンスタンドに限る。)		燃料小売業		－	－	－	① (1/25〆切)	
164	経済産業省	39	その他の生活関連サービス業		冠婚葬祭業	冠婚葬祭互助会	－	－	① (1/25〆切)	② (2/14〆切)	

No.	担当府省	事業No.	事業の種類	公務員区分３該当	事業の種類の細目①	事業の種類の細目②	地方公共団体（市町村）	地方公共団体（都道府県）	関係府省庁（地方分支局）	関係府省庁（原課）
165	経済産業省	39	その他の生活関連サービス業		冠婚葬祭業	全日本葬祭業協同組合連合会	–	–	–	②（2/14〆切）
166	厚生労働省	39	その他の生活関連サービス業	○	火葬・墓地管理業		–	①（1/25〆切）	–	①（1/25〆切）
167	経済産業省	40	その他小売業		ドラッグストア		–	–	–	①（1/25〆切）
168	環境省	41	廃棄物処理業	○	産業廃棄物処理業	許可自治体：政令市	①（1/25〆切）	–	–	②（2/14〆切）
169	環境省	41	廃棄物処理業	○	産業廃棄物処理業	許可自治体：都道府県	–	①（1/25〆切）	–	②（2/14〆切）

4月15日
申請開始

確認締切日一覧表（公務員）

NO.	担当府省庁	事業の種類	事業の種類の細目①	事業の種類の細目②	地方公共団体（市町村）	地方公共団体（都道府県）	関係府省庁（地方分支分部局）	確認を行う府省庁
1	－	政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	政府対策本部員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
2	－	政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
3	－	政府が行う意思決定・重要政策の企画立案にかかわる業務、閣議関係事務	内閣官房職員（官邸・閣議関係職員）	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
4	－	政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	基本的対処方針等諮問委員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
5	－	各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	各府省庁政務三役（大臣・副大臣・大臣政務官）	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
6	－		秘書官	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
7	－	各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務	各府省庁対策本部構成員・各府省庁対策幹事会構成員・各府省庁対策本部事務局担当者	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
10	－	諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
11	－	検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化（検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	検疫所職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
12	－		動物検疫所職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
13	－		入国管理局職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
14	－		税関職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
15	－	国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	国立感染症研究所職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
16	－	緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	内閣法制局職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
17	－	都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	都道府県対策本部員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
18	－	都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
19	－	市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	－	－	①（1/25〆切）	－	②（2/14〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
20	－	市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	－	－	①（1/25〆切）	－	②（2/14〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
21	－	新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 厚生労働省健康局健康課
22	－	住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	保健所職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 厚生労働省健康局健康課
23	－		市町村保健師	－	－	－	－	①（1/25〆切） 厚生労働省健康局健康課
24	－		市町村保健センター職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 厚生労働省健康局健康課
25	－	新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	国会議員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
26	－		国会議員公設秘書（政策担当秘書、公設第一秘書、公設第二秘書）	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
27	－	新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員	都道府県	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
28	－			市町村	－	①（1/25〆切）	－	②（2/14〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
29	－	国会の運営	衆議院事務局職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
30	－		参議院事務局職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
31	－	地方議会の運営	地方議会関係職員	都道府県	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
32	－			市町村	－	①（1/25〆切）	－	②（2/14〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
33	－	緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	衆議院法制局職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
34	－		参議院法制局職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
35	－	令状発付に関する事務	裁判所職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
36	－	勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
37	－	刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	刑事施設等職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
38	－	医療施設等の周辺における警戒活動等、犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
39	－	救急 消火、救助等	消防職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
40	－		消防団員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
41	－		都道府県の航空消防隊	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
42	－		救急搬送事務に従事する職員（消防本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている職員に限る。）	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
43	－	事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室

NO.	担当府省庁	事業の種類	事業の種類の細目①	事業の種類の細目②	地方公共団体（市町村）	地方公共団体（都道府県）	関係府省庁（地方分支分部局）	確認を行う府省庁
44	－	防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	防衛省職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
45	－	国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
46	－		各府省庁職員	－	－	－	－	①（1/25〆切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室